女川原子力発電所第2	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-他-F-19-0009_改 6
提出年月日	2021年6月15日

地下水位低下設備に係る設置変更許可申請書の記載内容との比較表

# 2021年6月

東北電力株式会社

赤字:	詳細設計を踏ま;	え具体化した事項
緑字:	記載表現の相違	(実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
本文の記載内容	2 耐震設計の基本方針	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針
	2.1 基本方針	
五. 発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備		
ロ 発電用原子炉施設の一般構造		
(1) 耐震構造		
(i) 設計基準対象施設の耐震設計		
g. 設計基準対象施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮	(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和	・記載表現の相違
断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを	設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設	(実質的な相違なし)
踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、	計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下	
同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水	部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面	
位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない	付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持	
範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設	する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その	
計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低	
	下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水	
(ii)重大事故等対処施設の耐震設計	位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	
i.常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事		
故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)		
が設置される重大事故等対処施設は,防潮堤下部の地盤改良等により地 下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するお		
それがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低		
下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮		
した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備		
の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位		
又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。		
		<u> </u>

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
添付書類六の記載内容	(参考 設置変更許可申請書における記載)	基礎地盤の安定性評価結果
	3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価	については設置変更許可段
3. 地盤	3.6.1.1.4 評価結果	階で提示済みであるため,
3.6 原子炉施設設置位置付近の地盤安定性評価	<ol> <li>(1) 基礎地盤のすべり</li> </ol>	工事計画認可への反映事項
3.6.1 基礎地盤の安定性評価	(略)	なし
3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価		
3.6.1.1.3 評価条件	(2) 基礎地盤の支持力	
(5) 地下水位	(暇各)	
原子炉建屋の解析用地下水位は,建屋の設計水位を参照の上,基礎		
版中央に設定し、原子炉建屋以外(周辺地盤を含む。)は地表面に設	<ul><li>(3) 基礎底面の傾斜</li></ul>	
定した。代表として原子炉建屋の解析用地下水位を第3.6.1-9図に示	()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	
す。なお、地盤安定性評価は全応力解析を行っていることから建屋の		
地下水位は評価に影響しない。		
原子炉建垦X-X、断面*		
$\stackrel{\times}{\leftarrow}$		
タービン建屋原子炉建屋		
- QP+148m OP+148m		
v v v v v v v v v v v v v v v v v v v		
<b>₩</b> ¥		
Y         原子炉建屋Y-Y、断面         Y		
原子炉建屋		
▼		
<u>به</u> OP-11.1m		
※:原子炉建屋は基礎版中央とし、タービン建屋は地表面に設定。		
第3.6.1-9 図 解析用地下水位 (原子炉建屋)		

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
3.6.1.2 周辺地盤の変状による重要施設への影響評価	<ol> <li>2 耐震設計の基本方針</li> <li>2.1 基本方針</li> </ol>	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針
耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み 沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,施設の機能が 損なわれるおそれがないように設計する方針とする。 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の設計においては,防 潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され,地下水位が 地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一 定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及 ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水 圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲にお いては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用 地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	<ul> <li>(10)設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和 設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下 部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面 付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持 する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その 機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低 下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水 位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</li> <li>(11)耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設 備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度 分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置 される重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状 を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように</li> </ul>	<ul> <li>・記載表現の相違</li> <li>(施設名の記載を工事計画認可段階では明確にしており、 実質的な相違はない。)</li> </ul>
	設計する。	VI-2-1-3 地盤の支持性能に
		係る基本方針
耐震設計において, 地震時における地盤の有効応力の変化に伴う 影響を考慮する場合には, 有効応力解析等を実施する。有効応力解 析に用いる液状化強度特性は, 敷地の原地盤における代表性及び網 羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき, 保守性 を考慮して設定する。	<ol> <li>地盤の解析用物性値</li> <li>2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値</li> <li>3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値</li> <li>建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。</li> <li>地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮し、敷地全体の液状化強度試験から得られる液状化強度特性を保守的に下限値とする。</li> </ol>	<ul> <li>記載表現の相違         <ul> <li>(設置変更許可段階で示した 方針をより詳細に記述した ものであり,実質的な相違は ない。)</li> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項             <ul></ul></li></ul></li></ul>

添付書類八の記載内容     2 耐震設計の基本方針       2.1 基本方針	資料番号他
<ul> <li>1. 要定公司</li> <li>1. 4 両弾取引</li> <li>1. 4 正学成は</li> <li>1. 1. 12計基準対象施設の耐震設計の基本方針</li> <li>(2)設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</li> <li>(2)設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</li> <li>(2)設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</li> <li>(2)設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</li> <li>(2)設計基準対象施設の内容の最小な、なりないた何、防衛進下部の地震改良等による安全物能の支大とた場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要定とするよどれ、結果な対象応要なの思想をつけ、及びされに応じた、耐震重要定分類、という。)に応じて、新空の安全機能が使大した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要定力量、クレジームになど、なり知らいたいて、耐震重要定分類、という。)に応じて、シクス、Bクラス、Rクラス、Rクラス、Rクラス、Rクラス、Rクラス、Rクラス、Rクラス、R</li></ul>	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針       と、(地       22、後能       34、20       注意       注意    <

			設	 置変更許	可								-	L事計画語	忍可					資料番号他
1	.4.1.2 耐	震重要度	 分類							2. 設計	基準対象施	設の耐震重	要度	分類	-					VI-2-1-4 耐震重要度分類及び
	(3) C 2	ラスの施	設							2.1 耐	震設計上の	重要度分類	5	• // •						重大事故等対処施設
	S ク	ラスに属	する旅	設及びB	クラン	スに属する	「施設」	以外の一般	设産業		C クラスの									の施設区分の基本方
		又は公共旅	/							(-7	Sクラス	こ属する施	設及び	ドBクラス	へに属	する施設₽	い外の	)一般産業が	お設マに	
		こに基づく									公共施設と									・記載表現の相違
	H				~ C /17		2010/1													(実質的な相違なし)
		笞	第14	1-1 表 『	計震重	要度分類	表 (6/	(6)			表 2-1	設計基準	対象描	お設の耐電	(言要)	专分類表	(6/6)			
		主要設備	-	1 1 小へ 川 補助設備		重接支持構計	,	開後支持構造	500	<u>177</u>			×1 >3<70			直接封機改	. , ,	間接支約構造物		
耐難重要度	機能別分類		(注1) 耐震		(註2)		(往3)		(注4) 検討用	南部国家設定 52 期	横图纷和	通用範囲	府井		前面	前16.3199612 適用廠調用	耐菌		- 検察初日 地震振動	
27 XR		適用範囲	クラス	這用範囲	の展り	這用範囲	クラス	適用範囲	地震動 (注6)	こがラス	(1)原子時的反応要素		27% (	SECONDATI	クラス	·横器·和管, 能运計	クラス	•双子印建建	Sc.	
C/93	<ul> <li>(i)原子炉の反応度 を抑制するための 施設でSクラス及 びBクラスに属さ ない施設</li> </ul>	<ul> <li>原子炉再循環流量</li> <li>制御装置</li> <li>制御梯駆動水圧系 (Sクラス及びB クラスに属さない</li> </ul>	c	-		・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	C	◆原子炉建塑 ◆制御建型	Sc Sc	10000	(1)原子師の反応進を 和助するための施設 で8クラス及び10ク ラスに調さない施設	御装蔵 ・利益時間時内正希告 クラス及(用クラス に属さた) 宿分)	10 1			33没信号/2支持情 运约		- 19800.032	S.	
	<ul> <li>(3)放射性物質を内 載しているか、又 はこれに関連した 施設でSクラス及 びBクラスに属さ</li> </ul>	<ul> <li>部分)</li> <li>試料採取系</li> <li>同化装置より下消の固体廃棄物取扱い設備(貯蔵庫を 含む。)</li> </ul>	c	-	+	・機器・配管等の支 持構造物	C	<ul> <li>原子炉建築</li> <li>・タービン薄量</li> <li>・焼却炉建築</li> <li>・サイトバンカ建業</li> </ul>	Sc Sc Sc Sc		(前)放射性物質を内蔵 しているが、又はこれ に関連した施設でき クラス及び目 クラス に属さなの施設	<ul> <li>- 約時指担差</li> <li>- 決時指担差</li> <li>- 決時設置上り下流の</li> <li>- 以体影響上り下流の</li> <li>- 以体影響を含</li> <li>- 以体影響を含</li> <li>- した</li> <li>- した<!--</td--><td>c</td><td></td><td></td><td>・機器・配管等の支 折構造物</td><td>C</td><td><ul> <li>第7年7期頃</li> <li>タービン理想</li> <li>焼車町頃屋</li> <li>サイトバンカ道県</li> </ul></td><td>Sc Sc Sc Sc</td><td></td></li></ul>	c			・機器・配管等の支 折構造物	C	<ul> <li>第7年7期頃</li> <li>タービン理想</li> <li>焼車町頃屋</li> <li>サイトバンカ道県</li> </ul>	Sc Sc Sc Sc	
	ない施設	<ul> <li>含む。)</li> <li>・雑園体系</li> <li>・新燃料貯蔵設備</li> <li>・その価</li> </ul>	c									<ul> <li>・加回本系</li> <li>・新四本状物構成的</li> <li>・その地</li> </ul>	c c							
	(量)放射線安全に関 低しない施設等	<ul> <li>・石環水系</li> <li>・タービン補機治当</li> </ul>		-	+	<ul> <li>・機器・配管、電気</li> <li>計算設備等の支持</li> </ul>	C	<ul> <li>原子炉建屋</li> <li>海水ボンブ室</li> </ul>	Sc		(iii) 放射競安全に関係 しない確認等	<ul> <li>・ 預算水系</li> <li>・ タービン 細胞(に)系</li> </ul>	C C			<ul> <li>・価格・配管、電気計 装設備等の支持構</li> </ul>		・昭子印建聞 ・海水ボンプ室	Sc. Sc.	
		系 ・補助ポイラー	с			構造物		<ul> <li>タービン建量</li> <li>制御建塁</li> </ul>	Sc Sc Sc			<ul> <li>・補助ポイラー</li> <li>・消火系</li> <li>・閉閉所 発明後、変</li> </ul>	c c c			近物		<ul> <li>タービン理矩</li> <li>市線地域</li> <li>三面施設に採る場外</li> </ul>	87 18 g	
		<ul> <li>· 消火系</li> <li>· 開閉所,発電機, 室圧器</li> </ul>	c					<ul> <li>               ibipipeの構成      </li> <li>             Aコンクリート         </li> <li>             構造物      </li> </ul>	Sc			<ul> <li>         ・検知問題系は、クラ     </li> </ul>	- 2002 - 2002					コンクリート構造物	1.1892	
		<ul> <li>換気空調系(Sク ラスの換気空調系</li> </ul>	C					11-2.20				スの換気空調系は 外のもの)	-							
		以外のもの) ・タービン醸量クレ	c									<ul> <li>タービン組織クレージン</li> <li>・16留空気系</li> </ul>	c							
		<ul> <li>         ・圧縮空気系     <li>         ・その他     </li> </li></ul>	C									・その組 ・光の組 ・地下水位低下設備	Can Can	・道気計算法編	C411	·确認·配管, 電気計	Cell	• 新子印建屋	S.t.	
		<ul> <li>地下木位低下設備</li> </ul>	C (2E11)	· 包気計装設備	C (EIII)	<ul> <li>機器・配管、電気</li> <li>計装設備等の支持</li> <li>構造物</li> </ul>		<ul> <li>原子炉建屋</li> <li>制御建屋</li> <li>当該施設に係る屋</li> <li>外コンクリート</li> </ul>	S 8 S 8 S 8			- Const. Address (Second	0.0	0.046349100440344	0.500	法投稿等の支持構 活物	12.00	<ul> <li>申録申載</li> <li>・当該施設に係る原外</li> <li>コングリート構造物</li> </ul>	S a S a	
								外ロングリート 構造物												
						6				25		-						-		
主11)	Cクラン	へではある	か, 扌	基準地震重	勆S s	に対し機能	能維持	すること	を確認	*11: 0	Cクラスでに	はあるが,	基準地	1震動S s	に対	し機能維持	する	ことを確認	する。	
	する。																			VI-2-1-3 地盤の支持性能に
										3. 地盤	の解析用物	性値								係る基本方針
1	.4.1.3 地	震力の算算	定方法							3.2 責	设置変更許可	可申請書に	記載さ	れていな	い解析	斤用物性值				
	(2)動的	地震力								3. 2.	1 有効応	力解析に用	いる角	释析用物性	生値					・記載表現の相違
	b. 圠	也震応答解	析								建物・柿	冓築物及び	土木樟	構造物の言	平価に	おいては,	地下	水位低下設	と備を考	ら (設置変更許可段階で示した
	(a)	動的解析	法								慮の上設	定した地丁	「水位)	及び液状	化検討	す対象層の	分布	状況を踏ま	ミえて,	方針をより詳細に記述した
	i	. 建物・構	冓築物								液状化影	響の検討の	)必要	生を判断	する。	液状化影響	馨の栲	検討の結果,	有効応	あってあり、実質的な相違に
		建物・柞	冓築物	の動的解	析にお	いて、地	震時に	における地	盤の有	ī	力解析が	保守的な約	吉果と	なると判	断され	l た場合に	おい	て、有効応	こう解め	斤 ない。)
		劾応力の	変化に	伴う影響	を考慮	慮する場合	には,	有効応け	J解析		を実施す	る。								・詳細設計を踏まえ具体化した
		等を実施					· · · · ·				- / /	- 0	度特性	は、代表	性及7	び網羅性を	踏ま	えた上で保	保守性な	
		地の原地																化強度特性		
		を考慮し			()_L/X (	> 小つ小庄   上 'C	- PH ON /				• • • • • •	泉地主体 見値とする。		. T U J X / X (I <sup>AA</sup>			11~1/\	בן ער איזאנים די	ссих ,	方針に基づき,詳細設計に用いる物性値を具体化)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計	2 耐震設計の基本方針	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針
1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針	2.1 基本方針	
<ul> <li>(12)常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</li> <li>(13)常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</li> </ul>	設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下 部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面 付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持 する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その 機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低 下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水 位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設 備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置さ れる重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を 考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設	<ul> <li>記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> </ul>
<ul> <li>1.4.2.3 地震力の算定方法</li> <li>(2)動的地震力</li> <li>常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事 故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSク ラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される 重大事故等対処施設について,「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を 適用する。</li> </ul>	緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要 度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置 される重大事故等対処施設については,基準地震動Ssによる地震力を適用す	(設置変更許可段階で示した

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<ul> <li>設置変更許可</li> <li>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</li> <li>1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請(平成 25 年 12 月 27 日申請)に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則への適合</li> <li>第四条(地震による損傷の防止) 適合のための設計方針</li> <li>第1項について</li> <li>設計基準対象施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</li> <li>第3項について</li> <li>第3項について</li> <li>耐震重要施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</li> </ul>	2 耐震設計の基本方針	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

	工事計画認可	資料番号他
第三十九条(地震による損傷の防止)	2 耐震設計の基本方針	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針
適合のための設計方針	2.1 基本方針	
第1項について		
Ⅱ. 設計方針		
I.設計方針 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備(設計基準 拡張)が設置される重大事故等対処施設については,防潮堤下部の地 盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面 付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲 に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ば違い範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定した圧の影響を考 慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水 位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定 し水圧の影響を考慮する。 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重 大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設については,液状化,揺すり込み 沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,重大事故等に 対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計す る。	設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低	(実質的な相違なし)

	工事計画認可	資料番号他
第四十三条(重大事故等対処設備)	5.1.6 操作性及び試験・検査性	基本設計方針 (原子炉冷却系統
適合のための設計方針	(1) 操作性の確保	施設 共通項目)
<ul> <li>(4)操作性及び試験・検査性         <ul> <li>a.操作性の確保</li> <li>(d)発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保(第3項第六号)</li> <li>想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型重大事 故等対処設備を運搬し,又は他の設備の被害状況を把握するため,発電所内の道路及び通路が確保できるよう,以下の設計とす る。</li> </ul> </li> </ul>	想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型重大事故等対処 設備を移動・運搬し,又は他の設備の被害状況を把握するため,発電所内 の道路及び通路が確保できるよう,以下の設計とする。	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(実質的な相違なし)</li> </ul>
屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象,発電用 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移 動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアク セスルートを確保する。	屋外及び屋内において,アクセスルートは,自然現象,人為事象,溢水 及び火災を想定しても,運搬,移動に支障をきたすことのないよう,迂回 路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	
屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、 地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、 地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定す る。 屋外及び屋内アクセスルートに対する発電用原子炉施設の安 全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に よるものについては、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれ がある事象として選定する飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、 爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及 び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂 回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、 生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 屋外及び屋内アクセスルートに対する人為事象については、屋外アクセス ルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物(航空機落 下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	<ul> <li>記載表現の相違         <ul> <li>(洪水,地滑り及びダムの崩壊             については,立地的要因によ             り設計上考慮する必要はな             いため,記載していない。危             険物を搭載した車両につい             ては同趣旨の記載であるが,             表現の違いによる差異。)</li> </ul> </li> </ul>

	工事計画認可	資料番号他
<ol> <li>その他発電用原子炉の附属施設</li> <li>10.15 地下水位低下設備</li> <li>10.15.1 概要</li> </ol>	2. 地下水位低下設備の目的	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針
10.10.1 国政 地下水位低下設備は,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れ が遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあ ることを踏まえ,発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保 持するためのものである。	設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設等の設計において,防潮堤下部の地盤改良等によ り山から海へ向かう地下水の流れが遮断され,敷地内の地下水位が地表面付近まで 上昇するおそれがあることを踏まえ,表 2-1 に示す原子炉建屋等に作用する揚圧力 の低減及び周辺の土木構造物等に生じる液状化影響の低減を目的とし,地下水位を 一定の範囲に保持するための地下水位低下設備を設置する。	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(施設名を工事計画認可段階</li> <li>では明確にしており、実質的な相違はない。)</li> </ul>
	<ol> <li>地下水位低下設備の設計方針</li> <li>1 地下水位低下設備の系統構成</li> </ol>	
地下水位低下設備は 0.P.+14.8m 盤の発電用原子炉施設周辺に設置 する。	Image: Strateging of the strateging	<ul> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (各揚水井戸の場所等を具体 化)</li> </ul>

設置変更許可	工事計画認可	資料番号	<b></b> 子他
10.15.2 設計方針 :	3. 地下水位低下設備の設計方針	VI-2-1-1-別添 1	地下水位低 下設備の設
	3.2 耐震設計に係る方針		計方針
(1) 地下水位低下設備は,基準地震動Ssに対して機能維持する設計と する。	耐震重要度分類については、その重要度に応じたクラス分類(S, B, C)、また、 それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、S クラス設備及び B クラス設備のいずれにも該当しないため、C クラスに分類する。 また、地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する必要のある対 象施設が、「S クラス施設の間接支持構造物」及び「常設耐震重要重大事故防止設 備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」である原子炉建屋等のため、地 下水位低下設備は基準地震動 S s による地震力に対して機能維持することを考慮 する。 以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、C クラスに分類 し、基準地震動 S s による地震力に対して機能維持する設計とする。	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(施設名を工事までは明確にしてな相違はない。)</li> </ul>	おり,実質的
(2)地下水位低下設備は,設置許可基準規則第十二条第2項に基づく設 計とする。	3.3 設備の信頼性に係る設計方針 地下水位低下設備の目的,機能及び要求期間を踏まえ,重要安全施設への影響 に鑑み,地下水位低下設備は,原子力発電所の供用期間の全ての状態において機	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(実質的な相違な)</li> </ul>	し)
	能維持が可能な設計とするため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十二条第2項に基づき、地下水位低下設備を設置する原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの各エリアで、多重性及び独立性を備える設計とする。		
	4. 機能の設計方針及び設計仕様		
	4.5 電源機能(電源(非常用ディーゼル発電機),電源盤及び電路)		
(3)地下水位低下設備は,全交流動力電源喪失に配慮し,常設代替交流 電源設備からの電源供給が可能な設計とする。	4.5.1 電源機能の設計方針 電源機能を有する機器として電源盤及び電路を設置し、非常用交流電源設 備である非常用ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備であるガスタ ービン発電機から設備に必要な電力を供給できる設計とする。	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(全交流動力電源 た場合にも,ガ 電設備から電力</li> <li>る設計とするた</li> <li>相違はない。)</li> </ul>	原喪失となっ スタービン教 りを供給でき

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	3. 地下水位低下設備の設計方針	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低
	3.3 設備の信頼性に係る設計方針	下設備の設
(4)地下水位低下設備は、外部事象へ配慮した設計とする。	また,原子力発電所の供用期間の全ての状態において考慮する必要のある,外	<ul> <li>計方針</li> <li>・記載表現の相違</li> </ul>
(4)地下小位低下設備は、2下部事家へ配慮した設計とする。	部事象等による機能喪失要因に対し、地下水位低下設備が機能維持するために必	・記載表現の相違 (外部事象等による機能喪失
	要な対策を設計に反映する。	要因に対し,機能維持するた
		めに必要な対策を設計に反
		映するため, 実質的な相違は
	3. 地下水位低下設備の設計方針	ない。)
10.15.3 主要設備	3.1 地下水位低下設備の系統構成	
地下水位低下設備は、ドレーン、揚水井戸、揚水ポンプ、配管及び	地下水位低下設備は、原子炉建屋等に作用する揚圧力の低減及び周辺の土木構	・詳細設計を踏まえ具体化した
地下が位低下設備は、下レーン、130小开戸、130小小ンフ、1111度の 計測制御装置により構成される。	造り不恒低下設備は、原子が産産等に作用する物圧力の低減及び周辺の工作構造物等に生じる液状化影響の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持する	- 詳細成前を踏まん共体化した 事項
	ために、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに設	(地下水位低下設備の設置エ
	置する。	リア,各機能の構成機器及び
	地下水位低下設備は、ドレーン、接続桝、揚水井戸、蓋、揚水ポンプ2個*、配	系統構成を具体化)
	管,水位計3個,制御盤,電源(非常用ディーゼル発電機),電源盤及び電路で系	
	統を構成する。	
	本系統は、ドレーン及び接続桝により揚水井戸に地下水を集水し、水位計によ	
	り検出した水位信号により揚水ポンプを起動し、揚水ポンプに接続された配管を	
	通して地下水を屋外排水路へ排水することで,地下水位を一定の範囲に保持する 設計とする。	
	注記:揚水ポンプは、地下水の最大流入量を排水可能な容量を有する設計とし、	
	設備の信頼性向上のため 100%容量のポンプを 1 系統当たり 2 個設置す	
	る。	
10.15.4 手順等	7.1 運用管理の方針	
10.15.4 チ順寺 地下水位低下設備の機能喪失への対応として、復旧のための予備品	1.1 運用管理の方面 地下水位低下設備は、保安規定において LC0、LC0 を満足していない場合に要求	・記載表現の相違
の確保及び可搬型設備を用いた機動的な措置について手順書及び体	される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。	(実質的な相違なし)
制を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断	工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一	() CQUINT BUTHLE BUDY
した場合には、プラントを停止する。また、地下水位低下設備の機能	定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニッ	
喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定め	トによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。	
て、管理していく。	また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧	
	措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自	
	然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定	
	に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。	

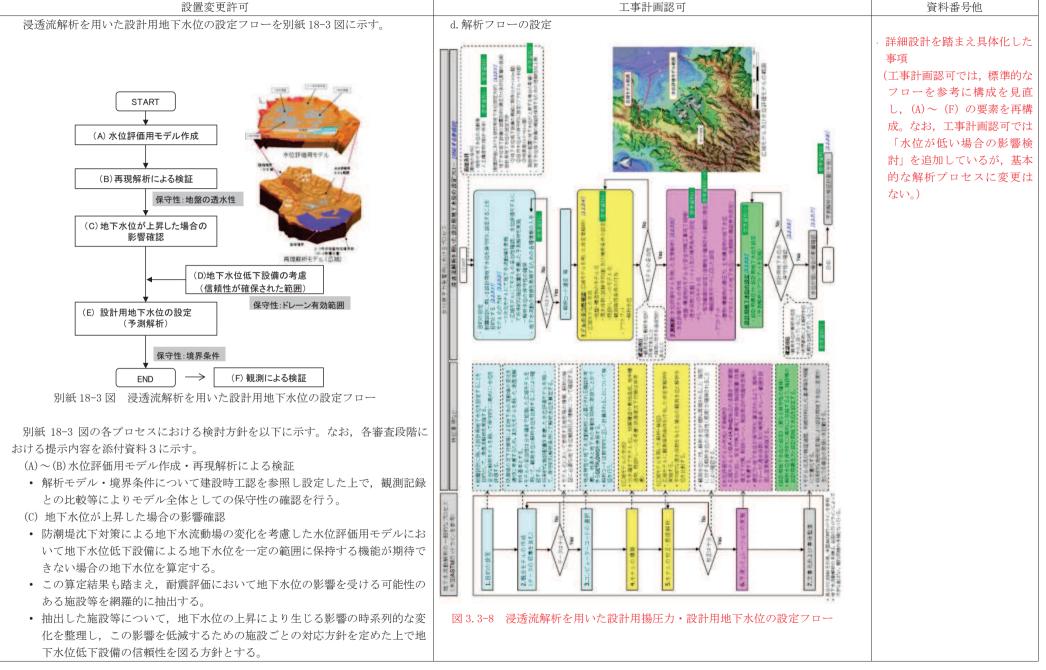
## 赤字:詳細設計を踏まえ具体化した事項

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
添付書類十の記載内容 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力		VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針
<ul> <li>5.1 重大事故等対策</li> <li>5.1.2 復旧作業に係る事項 <ul> <li>(1)予備品等の確保</li> <li>地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。</li> </ul> </li> <li>(2)保管場所 <ul> <li>地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討</li> <li>6.1 復旧措置に係る基本方針         <ul> <li>地下水位低下設備は、地震時及び地震後を含む、原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持が可能な設計としたものの、それでもなお、機能喪失が発生した場合を想定し、復旧措置に必要な資機材を確保する。             <ul> <li>復旧措置に必要な資機材については外部事象の影響を受けないように保管する。</li> <li>る。</li> </ul> </li> </ul></li></ul>	(機能喪失を考慮し,必要な資 機材を確保する方針に変更
(3) アクセスルートの確保 地下水位低下設備の機能喪失を想定しても,地震時の液状化に伴う地下構 造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可 能となるまでの一定期間確保する設計とする。	<ul> <li>3. 地下水位低下設備の機能を考慮しない場合の評価</li> <li>3.4 評価結果</li> <li>3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを 仮定した評価</li> <li>地整の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの 通行性への影響が考えられる。</li> <li>地整の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針 (次頁参照)と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備の機能を考慮しな い状態に移行することを仮定し、一定の期間(2ヵ月間。外部からの支援が可能と なるまでの一定期間(7日間)を超え、長期に及ぶ場合を想定し設定)が経過した 後の地下水位を浸透流解析(非定常解析)により評価し、この水位を参照して地 中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計としてい る。</li> <li>アクセスルートの評価において参照する予測解析結果を図 3-10 に示す。</li> <li>図 3-10 アクセスルートの評価において参照する地下水位分布(0.P., m)</li> </ul>	<ul> <li>補足-600-25-1 地下水位低下 設備の設計方 針に係る補足 説明資料</li> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(設置変更許可段階の方針に 基づき,詳細設計を踏まえ具 体化した条件にて浸透流解 析を実施。)</li> </ul>

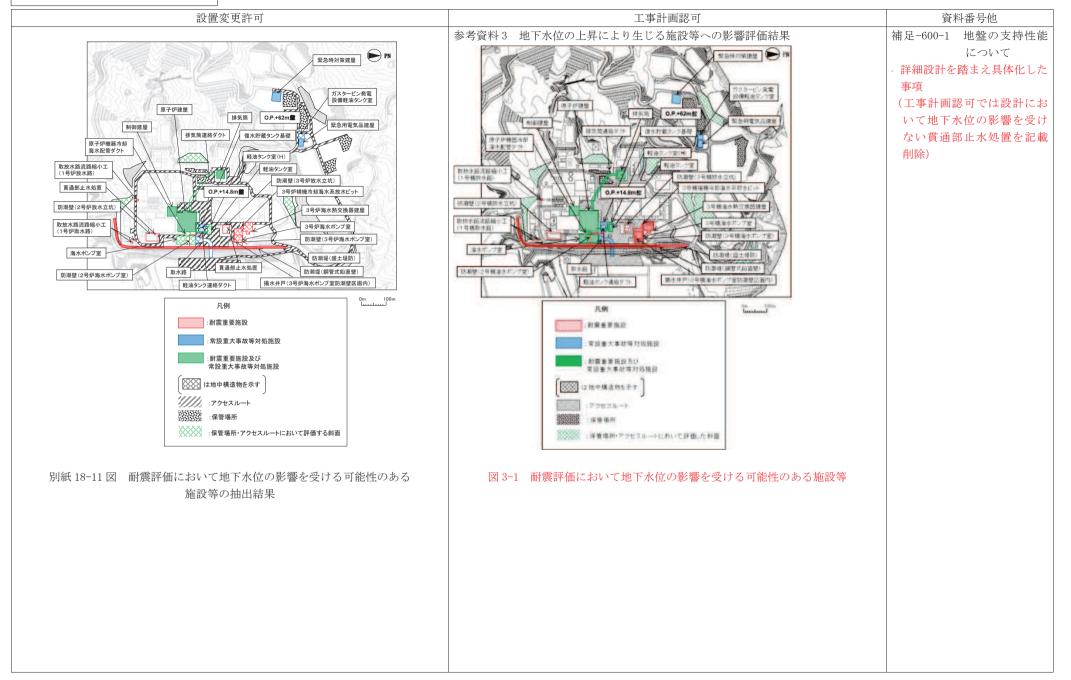
	工事計画認可	資料番号他
	<ul> <li>c. 評価結果         地中埋設構造物と埋戻部との境界部における不等沈下に伴う段差の評価         結果を表3.3.3-1に、段差緩和対策を実施する箇所を図3.3.3-4に示す。         岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、         地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び揺すり込みによる         不等沈下に伴う段差が生じない箇所として評価した。また、MMR 又はセメ         ント改良土にて埋め戻す構造物についても、地中埋設構造物と埋戻部との         境界部における液状化及び揺すり込みによる不等沈下に伴う段差が生じな         い箇所として評価した。         算定した相対沈下量が評価基準値以下となる箇所については、地中埋設         構造物と埋戻部との境界部における液状化及び揺すり込みによる不等沈下         に伴う段差が、車両の通行性に対して影響を及ぼさないと評価した。         算定した相対沈下量が評価基準値を上回る箇所については、車両の通行性         に対して影響があると評価し、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若         しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保す         る。重機による段差解消作業箇所は、段差の形状(影響範囲)や対策工法         の特徴等を考慮して決定した。なお、補強材は十分な耐久性を有するもの         とし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となった場合は、工事完         了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発生         等に備えて、復旧に要する資材を配備する。     </li> </ul>	
5.1.4 手順書の整備,教育及び訓練の実施並びに体制の整備 地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように, 手順書及び必要な体制を整備するとともに,教育及び訓練を実施する。 さらに,地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能とな るまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し,外部支援等により アクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。	7.1 運用管理の方針 地下水位低下設備は,保安規定においてLCO,LCOを満足していない場合に要求 される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが,地下水位を一 定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には,可搬ポンプユニッ トによる水位低下措置を速やかに開始するとともに,原子炉を停止する。 また,地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように,復旧 措置に係る資機材の配備,手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自 然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定 に定めた上で,具体的な実施要領を社内規定に定める。	<ul> <li>VI-2-1-1-別添1 地下水位低 下設備の設 計方針</li> <li>記載表現の相違</li> <li>(設置変更許可と同様,地下水 位低下設備の機能喪失が外 部からの支援が可能となる までの一定期間(7日間)を 超え長期に及ぶ場合を想定 し,一定の期間(2ヵ月間) アクセスルートの通行性を 確保する設計としており,地 下水位低下設備の機能喪失 から2ヵ月後の水位を浸透流 解析により評価している。)</li> </ul>

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
まとめ DB_4 条_別紙 18_女川原子力発電所 2 号炉 地下水位低下設備について		VI-2-1-1 耐震設計の基本方針
	2 耐震設計の基本方針	
第 I 編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針	2.1 基本方針	
2. 設計用地下水位の設定方針	(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和	- 記載表現の相違
2.1 基本的な考え方	設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備	(実質的な相違なし)
	(設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防	
施設の設計の前提が確保されるよう地下水位を一定の範囲に保持する地下水位	潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が	
低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮するととも	地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範	
に、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周	囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲におい	
辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがな	ては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	
いように設計する方針とする。	地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的	
	に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮	
地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定	する。	
した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し同様に水圧の影響を考慮すると	(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,	
ともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等	常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類	
の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれ	がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置さ	
がないように設計する方針とする。	れる重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状	
	を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないよう	
	に設計する。	
地下水位低下設備の機能を考慮し、施設の設計用地下水位を設定するに当たって	3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針	補足-600-1 地盤の支持性能
は、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保す	(1) 設計用地下水位の設定方針	について
る方針とする。	詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設	<ul> <li>記載表現の相違</li> </ul>
解析の保守性については、解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定の	置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。	(工事計画認可では、水位が高
他,地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲 <sup>※2</sup> に限定し考慮することにより確	(3) モデル化方針の設定	い場合が必ずしも保守的と
保する。	f.予測解析	ならない可能性も考慮し,水
	予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を	位を高く設定する目的を「保
	対象施設近傍の 0. P. +14. 8m 盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面(法肩)	守性確保」から「液状化影響
	に,海側を H. W. L. に水位固定した定常解析を行う。	検討施設を幅広く抽出する
	造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドレ	ため」に修正)
	ーンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。	・解析の保守性確保の考え方は
	透水係数は、解析の再現性(観測水位への追従性)が確保される範囲で小さ	設置変更許可より変更なく,
	く(水位が高めに評価されるよう)設定する。	記載を具体化
	I	1



緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

	工事計画認可	資料番号他
<ul> <li>(D)地下水位低下設備の考慮</li> <li>浸透流解析における算定条件として、地下水位低下設備は施設周辺における 地下水位の保持に寄与し信頼性が確保できる範囲を有効なものとして設定す る。</li> <li>(E)設計用地下水位の設定</li> <li>工事計画認可段階で(A)~(D)に基づく予測解析を実施し、地下水位を一定の 範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定す る。</li> <li>(F)観測による検証</li> <li>防潮堤沈下対策前後の地下水位観測データを取得し、(E)にて定める設計用 地下水位の検証を行う。</li> <li>設計用地下水位の設定に当たっては、①~③に示すとおり、建設時工認段階の地</li> </ul>	<ul> <li>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</li> </ul>	補足-600-1 地盤の支持性能
<ul> <li>下水位設定(二次元浸透流解析)において適用した保守性確保方針(解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定,①と③)の他,さらに地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲に限定し考慮する(②)ことにより保守性を確保する方針とする。</li> <li>① 地盤の透水性 建設時工認の透水係数を基本とし地下水位を高めに評価するよう保守的に設定する。</li> <li>② ドレーンの有効範囲 信頼性が確保されたドレーンのみ管路として考慮する。施設に対するドレーンの配置から期待範囲を設定し,信頼性の確保に係る3つの観点(耐久性,耐震性,保守管理性)を満たす範囲を抽出した上で,地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み,安全機能の重要度分類を踏まえ講ずる設計上の配慮として,多重性及び独立性を確保できる範囲のみ有効範囲として設定する。</li> <li>③ 境界条件 解析境界の地表面に水位固定する(別紙 18-4 図,建設時工認と同様)。</li> </ul>	詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設	について ・記載表現の相違 (工事計画認可では,水位が高 い場合が必ずしも保守的と ならない可能性も考慮し,水 位を高く設定する目的を「保 守性確保」から「液状化影響 検討施設を幅広く抽出する ため」に修正)
2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認 (1) 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出		
耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果を別 紙 18-11 図及び別紙 18-3 表に示す。		



設置変更許可		工事計画認可			資料番号他	
別紙 18-3 表	・耐震評価において地下水位の影響を受 施設等の抽出結果	受ける可能性のある	表 3-2 耐	震評価において地下水位の影響を受けるう	可能性のある施設等	<ul> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した</li> <li>事項</li> <li>(工事計画認可では設計にま)</li> </ul>
	施設等	備考		施設等	備考	いて地下水位の影響を受け
	基礎地盤			基礎地盤		ない貫通部止水処置を記載 削除)
基礎地盤・周辺斜面・	周辺斜面	対象となる周辺斜面はなし	基礎地盤・周辺斜面	周辺斜面	対象となる周辺斜面なし	日小小小
	原子炉建屋			原子炉建屋		
	制御建屋			制御建屋		
74. d.L. Litte Adv. d.L. XX	3号炉海水熱交換器建屋		7-h. d.L 144 A44 d.L. y 1	第3号機海水熱交換器建屋		
建物・構築物**	排気筒		建物·構築物*1	排気筒		
	緊急時対策建屋	0. P. +62m 盤に設置		緊急時対策建屋	0. P. +62m 盤	
	緊急用電気品建屋	0.P.+62m 盤に設置		緊急用電気品建屋	0. P. +62m 盤	
	防潮堤			防潮堤		
	防潮壁		土木構造物・ 津波防護施設・	防潮壁		
	海水ポンプ室			海水ポンプ室		
	原子炉機器冷却海水配管ダクト			原子炉機器冷却海水配管ダクト		
	取水路			取水路		
	軽油タンク室			軽油タンク室		
	軽油タンク室 (H)			軽油タンク室(H)		
土木構造物・	復水貯蔵タンク基礎			復水貯蔵タンク基礎		
津波防護施設・ 浸水防止設備	軽油タンク連絡ダクト		浸水防止設備	軽油タンク連絡ダクト		
<u></u> 夜小 <u>的</u> <u></u> 山 成 佣	排気筒連絡ダクト			排気筒連絡ダクト		
	3号炉海水ポンプ室			第3号機海水ポンプ室		
	取放水路流路縮小工			取放水路流路縮小工		
	ガスタービン発電設備軽油タンク室	0.P.+62m 盤に設置		ガスタービン発電設備軽油タンク室	0. P. +62m 盤	
	貫通部止水処置			第3号機補機冷却海水系放水ピット		
	3号炉補機冷却海水系放水ピット			揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物	
	揚水井戸(3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物		保管場所	0. P. +14. 8m 盤	
	保管場所	0. P. +14. 8m 盤	保管場所·	アクセスルート	0. P. +14. 8m 盤	
保管場所·	アクセスルート	0. P. +14. 8m 盤	アクセスルート	保管場所・アクセスルート	0. P. +62m 盤	
アクセスルート	保管場所・アクセスルート	0. P. +62m 盤に設置		保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面		
	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面	ō		L	1	

	工事計画認可	資料番号他
(2)地下水位の上昇による影響と対応方針	3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針	補足-600-1 地盤の支持性能
a. 地下水位が上昇した場合における施設に生じる影響について	(3) モデル化方針の設定	について
地下水位が上昇した場合には、揚圧力上昇及び液状化による土圧等の変化に	g. 地下水位の上昇による影響と着目する指標	
より施設の耐震性等に影響が及ぶ可能性がある。	(b) 地下水位の上昇による影響が生じるまでの時間	
地下水位の上昇に伴う影響は別紙 18-12 図に示すステップ順に段階的に生じ	二. 着目する指標	
るものと考えられる。	地下水位の上昇に伴う各影響は図 3.3-13 のようにステップ1より段階 的に生じると整理される。この整理を踏まえ、ドレーン配置の検討にあた	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(解析等に基づく各ステップ</li> <li>の影響変化ますの時間時の</li> </ul>
セ     ホテップ3     :周辺地盤の液状化に伴う地下構造物の     浮き上がり(躯体の安定性に影響)	っては、建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇影響に着目する。	の影響発生までの時間軸の 情報を追加しているが、実質
水 位 の 本 大テップ2 ∴周辺地盤の液状化に伴う施設へ作用する 土圧等の変化(躯体の耐震性に影響)	ステップ1:揚圧力 [約25時間後~]       建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇(基礎版の耐震性に影響)	的な相違なし)
上 ステップ1 昇 ステップ1 : 建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇 (基礎版の耐震性に影響)		
地下水位低下設 備の機能喪失等	ステップ2: 液状化 [約1ヵ月後~] 周辺地盤の液状化に伴う施設へ作用する十圧等の変化(躯体の耐震性に影響)	
」 別紙 18-12 図 地下水位上昇時に施設に段階的に生じる影響の概念図	同辺地盤の依代化に伴う施成・ドカリる工圧等の変化(独体の間展性に影響)	
	ステップ3:浮上り [約2ヵ月後~]	
	周辺地盤の液状化に伴う地下構造物の浮上り(躯体の安定性に影響)	
	図 3.3-13 地下水位上昇による耐震性への影響	
b.地下水位上昇の影響を低減するための対応方針 地下水位上昇の影響を低減するため地下水位を低下させる対策や施設の耐震 補強の選択肢が考えられるが,地下水位の上昇による影響が段階的に進むこと を踏まえ、早期に影響が生じる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下 水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を検討の上,設置することとす る。 液状化影響は、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を		VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)
表示に影響は、地下が位を一足の範囲に保持する地下が位低下設備の機能を 考慮した設計用地下水位を用い評価し、当該施設の機能が損なわれるおそれが ないことを確認する。また、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策(地 盤改良等の耐震補強)を実施する。		

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
		補足-600-1 地盤の支持性能 について
<ul> <li>一方,以下の施設は設計用地下水位の設定において地下水位低下設備の機能に期待しない。</li> <li>・緊急時対策建屋,緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室(いずれも 0. P. +62m 盤で,自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位</li> </ul>	・緊急時対策建屋,緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室は, 地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし(工事計画認可では地表 面に設定し評価(表 3.3-12に設計用地下水位を「地表面」と記載))	<ul> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(いずれも地下水位低下設備の機能に期待しない方針に 変更はない。なお、可搬型重</li> </ul>
転回の地中が位/より体中がCECが位くは地な面にく使用が地 を設定)	<ul> <li>・取放水路流路縮小工は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし</li> <li>(工事計画認可では地表面に設定し評価(表 3.3-13に設計用地下水位を「地表</li> </ul>	大事故等対処設備保管場所 及びアクセスルートにおけ
<ul> <li>・ 取放水路流路縮小工</li> <li>(岩盤内に設置され、地下水位は設計に影響しない)</li> </ul>	面」と記載))	る設計用地下水位は「VI-1- 1-6-別添1 可搬型重大事故
<ul> <li>可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面</li> <li>(自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定)</li> </ul>	<ul> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし(工事計画認可では自然水位より保守的に設定し評価)</li> </ul>	等対処設備の保管場所及び アクセスルート」に記載)
また、アクセスルートについては、c.アクセスルートの機能維持の方針で述べる。 なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所については、支持力のみの要求であり、岩盤・MMR上に設置されるため、地下水位の影響は受けない。	参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果 ・表 3-3(3)へ,保管場所の影響評価結果として,設置変更許可と同様,「岩盤・ MMR上に設置されるため地下水位の影響は受けない」旨を記載。	補足-600-1 地盤の支持性能 について ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)
以上の対応方針については,工事計画認可段階において浸透流解析の結果を踏 まえ,詳細を提示する。		
c. アクセスルートの機能維持の方針	3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定 した評価	補足-600-25-1 地下水位低下 設備の設計方 針に係る補足
	地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの 通行性への影響が考えられる。 地盤の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針 (次頁参照)と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備の機能を考慮しな い状態に移行することを仮定し、一定の期間(2ヵ月間。外部からの支援が可能 となるまでの一定期間(7日間)を超え、長期に及ぶ場合を想定し設定)が経過し た後の地下水位を浸透流解析(非定常解析)により評価し、この水位を参照して 地中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計として いる。 アクセスルートの評価において参照する予測解析結果を図 3-10 に示す。	説明資料 ・記載表現の相違 (設置変更許可段階の整理を 踏まえ、アクセスルートの設 計用地下水位は地下水位低 下設備の機能喪失が長期間 (約2ヵ月)継続した状態を 考慮した浸透流解析に基づ き評価。)

	工事計画認可	資料番号他
	図 3-10 アクセスルートの評価において参照する地下水位分布(0.P., m)           <参考> 設置変更許可におけるアクセスルートの機能維持の方針(まとめ資料)	<ul> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (浸透流解析に基づくアウト プット)</li> </ul>
アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり <sup>*1</sup> の影響 を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に 係る配慮事項を別紙 18-4 表及び以下に示す。	アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり*1の影響を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に係る配慮事項を下表及び以下に示す。	補足-600-25-1 地下水位低下 設備の設計方 針に係る補足 説明資料
<ul> <li>・地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を 踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮*2により、地下水位は一定の 範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設 計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造 物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。</li> <li>・また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う 地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保 する設計*3,*4とする。</li> <li>・地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資 機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。</li> <li>・地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期 間を超え長期に及ぶ場合においては、予め整備する手順と体制に従い、外 部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。</li> </ul>	<ul> <li>地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み,安全機能の重要度分類 を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮*2により,地下水位は一定 の範囲に保持される。このことから,地下水位低下設備の機能を考慮した 設計用地下水位を設定する区間においては,地震時の液状化に伴う地下構 造物の浮き上がりが発生せず,アクセスルートの通行性は確保される。</li> <li>また,地下水位低下設備の機能喪失を想定しても,地震時の液状化に伴う 地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保 する設計*<sup>3,*4</sup>とする。</li> <li>地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため,必要な資 機材として,可搬型設備及び予備品を確保する。</li> <li>地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期 間を超え長期に及ぶ場合においては,予め整備する手順と体制に従い,外 部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。</li> </ul>	2 S S S S S S S S S S S S S S S S S S S
<ul> <li>※1:アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下 水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とす る。</li> <li>※2:機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。</li> </ul>	注記 *1:アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地 下水位は,地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面と する。 *2:機能喪失時の配慮については,第Ⅱ編で詳述する。	

設置変更許可			工事計画認可				資料番号他	
<b>※</b> 4:	地下水位低下設備が機能喪 階で機能喪失に伴う地下水 液状化に伴う地下構造物の 影響について評価し,アク 設計とする。この結果,ア きない場合は,地盤改良等 概略評価で150日間程度は 通しを得ているが,外部か え,一定期間として2か月 における詳細評価も踏まえ	<位の上昇程度を評価 の浮き上がりによる セスルートの通行性 クセスルートの通行 の対策を講ずる。 たアクセスルートの通行 らの支援が可能とな 程度を確保すること	<ul> <li>新した上で、地震時の</li> <li>アクセスルートへの</li> <li>主を一定期間確保する</li> <li>方性が一定期間確保で</li> <li>通行性に影響がない見</li> <li>なるまでの期間を踏ま</li> <li>とを目安に、工認段階</li> </ul>	階 液 影 設 き * 4 : 外 2	下水位低下設備が機能喪失 で機能喪失に伴う地下水位 状化に伴う地下構造物の 響について評価し,アクセ 計とする。この結果,アク ない場合は,地盤改良等の 部からの支援が可能となる か月程度を確保することを まえて地盤改良等の対策要	2の上昇程度を評価し 浮き上がりによるア マスルートの通行性を マセスルートの通行性を う対策を講ずる。 うまでの期間を踏まえ に目安に、工認段階に	した上で、地震時の クセスルートへの と一定期間確保する 生が一定期間確保で え、一定期間として	
別紙	18-4表 アクセスルート	の機能維持に係る配	已慮事項	-	表 アクセスルートの機能	維持に係る配慮事項		
<ul> <li>配慮事項</li> <li>地下水位低下設備に 対する設計上の配慮</li> <li>地下水位低下設備に 対する機能喪失時の</li> <li>配慮</li> <li>アクセスルートに 対する配慮</li> <li>※ 基準地</li> </ul>	通常運転状態 <ul> <li>・安全機能の重要度分類におけ 非常用交流電源設備に接続。</li> <li>・耐震性の確保(Ss機能維持</li> <li>・常設代替交流電源設備(GT</li> <li>・可搬型設備及び予備品によこ。</li> <li>・アクセスルートの通行性が-</li> <li>・外部支援等の活用による通行</li> </ul> 震動 Ss に対し機能維持するこ	<ul> <li>等)</li> <li>※)</li> <li>36)に接続</li> <li>32</li> <li>32</li> <li>44</li> <li>45</li> <li>45</li> <li>46</li> <li>47</li> <li>47</li> <li>48</li> <li>48</li> <li>48</li> <li>48</li> <li>48</li> <li>48</li> <li>49</li> <li>49</li></ul>	(外部事象等への配慮, 合は,地盤改良等の対策	配慮事項         地下水位低下設備に         対する設計上の配慮         地下水位低下設備に         対する機能喪失時の         配慮         アクセスルートに         対する配慮         注記 *:基準地震動	<ul> <li>通常運転状態</li> <li>・安全機能の重要度分類にお 慮、非常用交流電源設備に打</li> <li>・耐震性の確保(Ss機能維持</li> <li>・常設代替交流電源設備(GTG)</li> <li>・可搬型設備及び予備品による</li> <li>・アクセスルートの通行性が一策</li> <li>・外部支援等の活用による通行</li> <li>かSsに対し機能維持することを</li> </ul>	<sub>妾続</sub> 等) *) :)に接続 5復旧 -定期間確保できない場 <sup>-</sup> 亡性の確保	(外部事象等への配	

	或农分1007间建(央													
				设置変更許可	Ĵ						Τ	事計画認可	ı]	資料番号他
d .	地下水位の影響	馨を躍	まえた	評価と対応										
而	耐震評価におい	て地丁	「水位の	)影響を受け	る可能性のある施設等について,地	参	考資料3	地下水位の	上昇に	こよ	り生	じる施設等	等への影響評価結果	補足-600-1 地盤の支持性能
下才	(位の影響を踏ま	まえた	評価と	対応を別紙	18-5 表のとおり整理した。									について
	別紙 18-5 表	地下	水位の	影響を踏ま	えた評価と対応(1/3)			表 3-3(1)	地刊	「水位	立の身	影響を踏ま	ミえた評価と対応 (1/3)	・詳細設計を踏まえ具体化した
地下水位	の影響を受ける施設等			地下水位の	上昇による影響を踏まえた評価と対策	1	地下水街	の影響を受ける施設等				地下水位の	上昇による影響を踏まえた評価と対策	事項
基礎地盤 •周辺斜面						基礎地盤 • 周辺納面	- 基礎拍整	評価結果	2			目標の地下水位は基礎現中央に設定しているが、地下水位の設定は基 庁座結果に影響しない。なお、その他は高辺地燃を含め地表面に設	(排気筒,緊急時対策建屋他に おける設計用地下水位の設	
		対策	地下水位但	下設備 一					対策		K位低下 克等(副集			定方法を変更)
		Лж	各施設等(j						伊爾格思		名中(目)》	影響あり		
		評価結果	:	<b>影響あり</b> (揚圧力量	(響,被状化影響)				87.5896.2	i -		〈福圧力量 【揚圧力判	5響, 依状化影響) (第1	
	<ul> <li>原子炉建屋</li> <li>・制御建屋</li> <li>・3号炉海水熱交換器建屋</li> <li>・排気筒</li> </ul>	1.1.646	地下水位但	下設備 【液状化対	「水位低下設備の設置		-50 90 90 90 9	<ul> <li>原子炉建置</li> <li>-削御建置</li> <li>5号價海水熱交換器建量</li> </ul>	対策	地下的	K位低下	<ul> <li>〇:地下</li> <li>2億</li> <li>【液状化対</li> </ul>	本な位正で読備の設置 (第2) 十周地下永位の設定において前提とする。〉	
建物·構築物	* 20° XU (H)	対策	各施設等(j	耐震補強) △:耐濃	評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤 等の耐震補強)を講する。		建物·構築物			各批1	史等()計算		評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地部 等の耐震補強)を備する。	
		評価結果		影響なし				•拼気管 •緊急時対策建盟	評価結果	1	K位低下		(股計用地下水位を設定)	
	<ul> <li>緊急時対策建屋</li> <li>緊急用電気品建屋</li> </ul>		地下水位低					-緊急用電気品建屋	対策	1000000	NILLIUS 下 免疫(音道	1000		
	STOLEN TO PEL ACCOUNTED.	対策	各施設等(j				月 例	1		erinea		(18130)		
△:地下水位低下着 一:対策不要	/#iclogk#ehos地下水位を前 別紙 18-5 表		]	影響を踏ま	えた評価と対応(2/3)			表 3-3(2)	地下	「水位	立の景	影響を踏ま	ミえた評価と対応(2/3)	
	地下水位の影響を受ける施設	<del>بن</del>		地	下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策	1		地下水位の影響を受ける施設	等			地	下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策	
	<ul> <li>・防潮堤</li> <li>・防潮壁</li> <li>・海水ポンプ室</li> </ul>		評価	储果	<b>影響あり</b> (揚圧力影響, 液状化影響)			<ul> <li>防潮堤</li> <li>防潮壁</li> <li>海ボンプ室</li> </ul>			評価結	果	<b>影響あり</b> (揚圧力影響, 液状化影響)	
	<ul> <li>原子炉機器冷却海水</li> <li>・取水路</li> <li>・軽油タンク室</li> </ul>	配管ダクト		地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)	1		<ul> <li>原子炉機器冷却海</li> <li>・取水路</li> <li>・軽油タンク室</li> </ul>	(配管タクト			地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)	
	<ul> <li>・軽油ランク室</li> <li>・軽油タンク室(H)</li> <li>・復水貯蔵タンク基礎</li> </ul>							<ul> <li>・軽油タンク室(H)</li> <li>・復水貯蔵タンク基礎</li> </ul>						
土木構造物 津波防護施設 浸水防止設備	<ul> <li>・軽油タンク連絡ダクト</li> <li>・排気筒連絡ダクト</li> <li>・3号炉海水ボンプ室</li> <li>・貫通部止水処置</li> <li>・3号炉補機冷却海水3</li> <li>・湯木井戸</li> </ul>			後 各施設等(耐震補引	(1) △:耐震評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。		土木構造物 津波防護施 浸水防止設	Q· ·3号機補機冷却海水	系放水ピッ		対策	各施設等(耐震補弱	(1)  Δ: 新療評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適 切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。	
	(3号炉海水ポンプ)	室防潮壁区		補果	 影響なし			<ul> <li>取放水路流路縮小</li> </ul>			評価結	果	影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)	
	<ul> <li>取放水路流路縮小工</li> </ul>		PT II	una m	(地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)			・ガスタービン発電設	- 前軽油タンク	'室		地下水位低下設備	_	
	・ガスタービン発電設備	軽油タンク	室対策	地下水位低下設備	-						対策	各施設等(耐震補強	<u>а</u> ) —	
				各施設等(耐震補引	h) —		<u>凡 例</u> 〇:地下水位低下	設備が設計上必要 設備により保持される地下水位を育			٦			
<u>月. 例</u> ○:地下水位低下 △:地下水位低下 一:対策不要	役備が設計上必要 役備により保持される地下水位を前打	是として評価・	対策				△:地下水位低下 —:対策不要	acmiにより除わされる地下水位を含	焼として 評価 	· 对策				

## 赤字:詳細設計を踏まえ具体化した事項

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

								資料番号他			
	<b>別紙 18-5 丰</b>	+#1	下水位の影響	を踏まえた評価と対応(3/3)			表 3-3 (3)	地	下水位の影響	<b>馨を踏まえた評価と対応(3/3)</b>	・ 詳細設計を踏まえ具体化した
抽下水(	力引和人 10-3 4人 位の影響を受ける施設等	카면	「小口」の家畜	* 2 頃 よ ん / こ 計         こ 入 / 小 い ( 3 / 3 ) 地下水位のト昇による影響を踏まえた評価と対策		地下水	立の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策	事項
		評価結	果	地下水位の上井による地帯を留よんに計画に外来 影響なし (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地 下水位を設定しているが、保管場所(O.P14.8m盤)は、岩盤、MARLとに設置され			•保管場所	評価編	採	影響なし (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地 下水位を設定しているが、保管場所(O.P.+14.8m盤)は、岩盤、MMR上に設置され るため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)	(保管場所 (0.P.+14.8m 盤) は 変更なし。アクセスルート
	・保管場所 (O.P.+14.8m盤)	対策	地下水位低下設備	てんしたい。 なため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)			(O.P.+14.8m盤)	対策	地下水位低下設備 各施設等(耐震補強)		<ul><li>     変更なし。     ノクセスルート     (0. P. +14. 8m 盤) は設置変更     </li></ul>
			各施設等(耐震補強)	_				評価編		<b>影響あり</b> (液状化影響)	許可の方針を踏まえて地下
保管場所·	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	評価結	果 地下水位低下設備	影響あり(液状化影響) △:(地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮)		保管場所·	<ul> <li>アクセスルート (O.P.+14.8m盤)</li> </ul>	対策	地下水位低下設備	△:(地下水位低下設備の機能喪失を仮定し,地震時の液状化に伴う地下構造物の 浮上り評価を行う)	水位低下設備の機能喪失を
アクセスルート	(0.1.1.14.000/mg)	対策	各施設等(耐震補強)	△: c.「アクセスルートの考え方と地下水位低下設備における配慮」参照		アクセスルート	(	灯束	各施設等(耐震補強)	△:評価結果は「VI-1-1-6-別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアク セスルート」に示す	仮定し浮上り評価を実施。保
	・保管場所, アクセスルート (O.P.+62m盤)	評価結	·朱 地下水位低下設備	影響なし(地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)			・保管場所, アクセスルート	評価結	·果 地下水位低下設備	<b>影響なし</b> (地下水位を地表面に設定し評価)	管場所、アクセスルート
	(O.P.+62m32)	対策	各施設等(耐震補強)	-			(O.P.+62m盤)	対策	地下水位低下設備 各施設等(耐震補強)	-	(0. P. +62m 盤)は設置変更許
	・保管場所、アクセスルート	評価結	果 地下水位低下設備	影響なし(地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)			・保管場所, アクセスルート	評価結		<b>影響なし</b> (地下水位を自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて評価)	可の方針を踏まえ地表面に
	において評価する斜面	対策	各施設等(耐震補強)	—			において評価する斜面	対策	地下水位低下設備 各施設等(耐震補強)	-	うのの町を留よん地衣面に 設定。保管場所,アクセスル
<u>月.倒</u> ○:地下水位低T △:地下水位低T —:対策不要	F設備が設計上必要 密備により保持される地下水位を前	提として評価	5-対策			<u>A. 侧</u> ○:地下水位低 △:地下水位低 一:対策不要	■設備が設計上必要 ■設備におり保持される地下水位を前	躍として評信	E• 対策		ートにおいて評価する斜面 は設置変更許可の方針を踏 まえ自然水位より保守的に 設定した水位)
a. 地 のi	施設の設置許可 前提条件となる	備の割 基準 地下	設置許可基準 規則第4条 水位を一定の	評価まとめ 規則における位置付け等 (・第 39 条) への適合に当たり,施設の設計 )範囲に保持する必要があることから,地下 して位置付ける。	3	3.2 耐震 地下水位		针 十基準	転対象施設と	して耐震重要度分類Cクラスに分類し, 能維持させる設計とする旨を記載。	<ul> <li>VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針</li> <li>記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> </ul>
流 イ 機 水 ( の) 化,	れが遮断され地 ト固有の状況を 能を考慮した水 位)より保守的 影響を考慮する 揺すり込み沈	下水位にと下	位が地表面付 え地下水位を 自然水位(地⁻ 定した水位又 もに,耐震重 の周辺地盤の	5潮堤の下方を地盤改良するために地下水の け近まで上昇するおそれがあるという女川サ と一定の範囲に保持する地下水位低下設備の 下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下 には地表面にて設計用地下水位を設定し水圧 要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状 の変状を考慮した場合においても当該施設の に設計することで基準適合が図られる。	•	2.1 基本	方針(10)(11)~	、同樹	もの方針を記:	載	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)
	なお,地下水位 ついては,工事			面設等,及び地下水位の影響を踏まえた対策 の詳細を示す。	•		ビン発電設備轉			, 緊急時対策建屋, 緊急用電気品建屋, ける設計用地下水位の設定方法を変更	<ul> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(各施設の設計用地下水位の 設定結果を参照した耐震設 計結果については別途説明)</li> </ul>

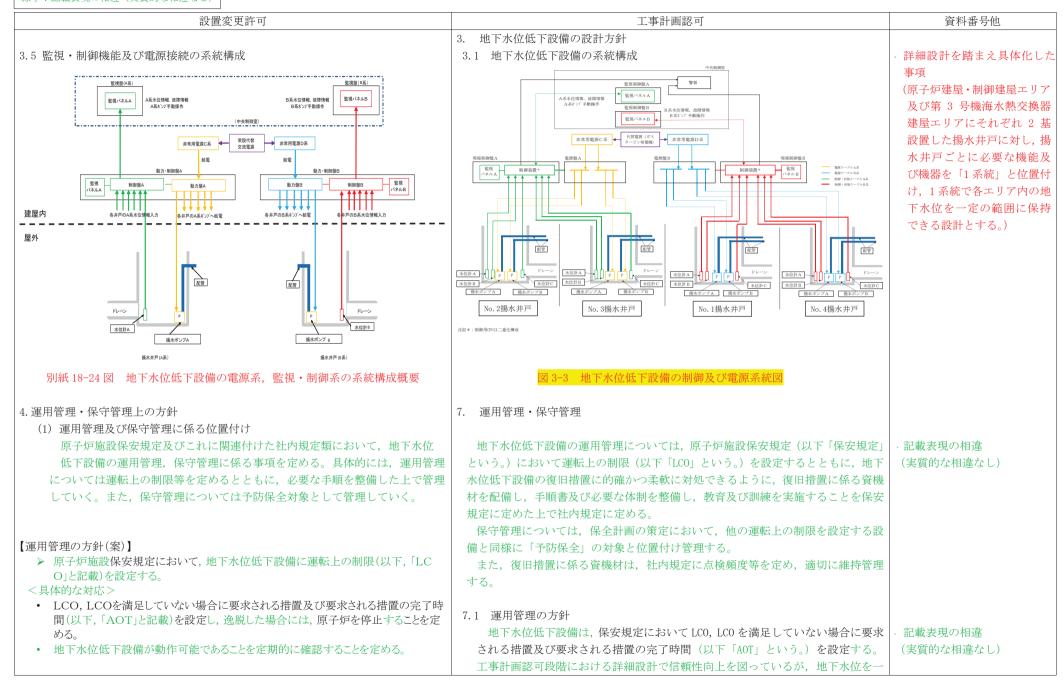
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
		VI-2-1-1-別添 1 地下水位(
b. 地下水位低下設備と対応条文の関連性等		下設備の語
地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条或いは第39条~	3. 地下水位低下設備の設計方針	計方針
の適合性を示すことにより確認する。	・表 3-1 へ地震時の影響について技術基準規則第5条或いは第40条への適合性	(補足-600-1 地盤の支持)
	を示すことにより確認する旨を記載	能について 参考資料3に
		同表を掲載)
		<ul> <li>記載表現の相違</li> </ul>
		(実質的な相違なし)

	設置変更許可																				I	事言	十面詞	忍可	•						資料番号他	
	文の包給	重大事 故等対 備考 処設備 43条	対象斜面なし		O.P.+62m鎖 O.P.+62m鎖					O.P.+62m盤			同一の地鑑, 地職に対す			At an 10 mm is seen in the state of the	十十二回路に攻福 穴心けめ 考示実在ら寄い	超下が立い扱い		由下水位低下設備を歩 ●、や ◎ 漆浜 寛芹 Γ	設計用場圧力を設定				3下水位低下設備を考	慮した浸透消解析による解析水位をもった設	計用地下水位を設定				を2.項及び第 38 灸第 あり,地臓時の影響	- 詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (排気筒を(A)→(C)へ変更)
	色分けは※4に示す各条文の包絡 確認)	津波・ 浄濃重畳 2条 40条 *40条 *40条			<		1		<	1		1	して、地下水位の設定について設置変更許可申請書へ記載する。 して、地下水位の設定について設置変更許可申請書へ記載する。 基本、同業の表現などの3%系第2010年、第4条及び第4代、本社が若利同		التقريم ( التقريم التق التقريم التقريم	9確認) J	重大事故等 対処設備	54条	2	田田	1				¥.					<		
凝	女 る。色分けに より確認)	唐 39条 *4		rr cr cr cr ** ** **	<					1		1	第一日申請: 条及び第3		色分けは*3に示	6 キ バ マ つ	・余震重畳	£1 <b>%</b>	*		$\triangleleft$							<	⊲		変更許可    を要求し	
ける施設等の る対応条文の整理	車する条文 「前提とする そすことによ	者		၁၀၀၀	<					]		1	て設置変更 第2項、第4	る範囲	する。 色	生き示すこ	津波・余湯	6条	/ m / #		⊲								⊲		で、 いの 通り 認知 調査	
8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	関い 「条件として 適合性を示	38条 1月 18			<					1		1	にたしい の第38条9	影定	関連する条文 条件として前提とする。	への適合性、		20条 20条	<u>/</u> \ \ \ \	* 2*	1 61	<	44	<	1 <	<	1 <	<	<		祥細を示 高する。 「つ。ま」 対処施設	
受ける	  ○は設計 上必要, △は設計条件とし 関係を示す( ■は■への適合性を	考 第 33 条 直*			<					1		1	下水位の設 下水位の設 53条2項及	大学が	国連す	- (= (t) -	搭職	5 % 5	( <sub>7</sub>	00	0	< <		<	1 <1	<	] ⊲	< <	$\triangleleft$		単行 から 中子 から 「 大 単な 豊 に ま に ち の に よ の に ち の に ち の し に ち の し に ち の し に ち の の に ち の の に ち の の し に か の の に う い た の の の に う い た の の 二 に か の の 言 に う い の の の に し い の の の に し い の の の に し い の の の に し の の の の こ の の の の の の の の し し の の の の の の の の の し い の の の し し の の の の の の の の の の の の の	
影響を見てい	g計 上必要 종示가(	38条	*2										す。 また た た た に た に ま に ま に で に た の た し た の た し た た の た し た た し た の た し た た し た た し た た し た た し た た た し た た し た た し た た し た た し た た た し た た た た た た た た た た た た た		要, △は約	21	基準規	載 8	· 52 " 图 " *	<	1 <1	4 4	a a	<	1 <	<	1 <	ব ব	4		課業 そへの 動合を も で で 重	
大位の基準規			*2										注着を示す 条件の一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た設計	〇は設計上必要。	各条文の包絡関係を 抽般	(設置変更許可基準規 測の	条文を記 3 3		_											「 ( 第 50 会) ( 第 50 会) ( 第 2 の 合) ( 第 2 の 合)	
地下7	**	2 半 (C	0		20					00		þ	<ul> <li>※</li> <li>※<td>考慮し</td><td>#O J</td><td>_ </td><td>(設置) (計量)</td><td>对 20</td><td></td><td>&lt;</td><td></td><td></td><td></td><td>&lt;</td><td></td><td>&lt;</td><td>1 &lt;</td><td>44</td><td></td><td></td><td>は、 今後 で う る。 に、 第5 の。 の。</td><td></td></li></ul>	考慮し	#O J	_ 	(設置) (計量)	对 20		<				<		<	1 <	44			は、 今後 で う る。 に、 第5 の。 の。	
耐震評価において地下水位の影響を受ける施設等の : の関係並びに設置許可基準規則における対応条文の	安全性確保における 地下水位低下設備の位置付け <sup>※1</sup>	<ul> <li>(B)</li> <li>左記(A)により保持される</li> <li>地下水位を前張とする</li> <li>(必要時は対策)</li> </ul>			C		boc		boc		ooc		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		確保における	地下水位低下設備の 位置付け**	(B)	左記(A)により保持   される設計用地下水     (1,3,5,1,3,4)	位を前提とする (必要時は対策)			00	00	00	0	0 0		00	0	0	まえた対策について 規則質 5 条への通 び第 50 条について 地盤、地震に対する すことにより確認す	
	地下水	<ul> <li>(A)</li> <li>設計値保持</li> <li>のため</li> <li>のため</li> <li>直接的に必要</li> </ul>		0000									「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」」	据 下 永 衣 免	安全性	N 本 上 本 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	(A)	設計値保持力 そのため、お	直接的に必要	0 0											<ul> <li>□</li> <li>□<td></td></li></ul>	
別紙 18-6 表地下水位低下設備		施設等	基礎地盤 - 基礎地盤 周辺斜面 - 周辺斜面 -	原子母華區 原子母華區 建物•構築物 排泵简 非交消	椠忈旽礿垘瓐厜 瀪큔抈虌気瞐徤厪 惦豵榲	1000000 防衛壁 海水江ブ室 直子市睡哭浴和強水和運火力h	がT.ア.P. 08-00-1-24 ほんし ビビントト 取力アンク室	土木構造物 輕油タンク室(H) 主木構造物 優水形識タンク基礎 津波防護施設 <u>確知サンカ軍変活</u>	浸水防止設備 報知(アン/)医用(アン) 一般(第二) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一	取成水路流路縮小工 ガスタービン発電設備総油タンク室	員通能正不処置 3号が補機ですが渡水が少ト 34-3 4-2		アクセスルート 保護場所、アクセスルートにおけた配置的 「東京都会」を行うために、「「東京都会」を行うため、なられて下れの語言の ※1 地下木化の影響を受ける施設%、及られ「下水化の影響を増まえた約解(こ- ※2 基礎型的の評価には「中水化の影響から、ならが出「下水化の影響を増まえた約解(こ- ※3 設置書で「正都理想」第39条は同様期目観編奏と回覧の源法であり、現別第4章 ※4 奇廉解子でする影響をお言葉では「新聞期編奏」の言葉の意志と不要と読得した。 ※4 奇廉解子であり、読得、日本の言葉では新聞期第4条に回覧の源法であり、現別第4章	开 1-2 流			施設等			原子 一家		防潮堤 防潮壁	海水ボンブ室 原子炉機器浴却海水配管ダクト		土木構造物		エロシーク エロシークト	第3 - 機能決ポンプ室 第3 - 機能機管却能水系放水ビット	*	保管場所・ アクセスルート アクセスルート (0. F.+14. 8m 鑑)	<ul> <li>記×1:地下次位の影響を</li> <li>記×1:地下次位の影響を</li> <li>*2:技術基準規則第50</li> <li>*3:余震時に対する要</li> <li>*3:余震時に対する要</li> <li>*3:余震時に対する要</li> <li>*2.項、技術基準規則</li> <li>たついては、代表</li> </ul>	

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他					
<ul> <li>2.5 観測による検証 設計用地下水位の設定に用いる予測解析は防潮堤沈下対策完了後の状態をモデ ル化することから、予測解析結果の妥当性の検証として、防潮堤沈下対策の工事完 了後に地下水位の観測を行い、解析にて想定した地下水位を観測水位が下回ること を確認する。</li> <li>観測孔は、防潮堤の沈下対策による地下水位への影響範囲を考慮し設定する。</li> <li>地下水位観測計画位置を別紙 18-13 図に示す。</li> <li>工事計画認可段階の予測解析の検証においては、防潮堤の沈下対策の影響を受け ない No. 1~No. 4 孔の観測記録を参照する。また、防潮堤の沈下対策工事完了後の 運転段階においては、防潮堤外も含めて No. 5~No. 8 孔の観測記録を検証材料に加 える。</li> <li>なお、今後の地下水位設定の信頼性確認等への活用を念頭に、別紙 18-13 図のう ち複数孔については防潮堤沈下対策影響の検証後も観測を継続し、基礎データとし て集積していく。</li> </ul>	<ul> <li>(8) 今後実施する浸透流解析の妥当性の検証 予測解析結果は、将来的な防潮堤の沈下対策や新設ドレーン等を考慮したものであることから、今後、これらの施工が完了した運転段階において地下水位の観測記録を取得し、設計用地下水位と比較することにより、予測解析の妥当性を確認する方針とする。</li> <li>地下水位観測計画を図 3.3-54 に示す。</li> </ul>	<ul> <li>補足-600-1 地盤の支持性能 について</li> <li>・記載表現の相違</li> <li>(工事計画認可では観測デー タを追加し説明。防潮堤沈下 対策完了後の観測計画は変 更なし)</li> </ul>					
<complex-block><complex-block><complex-block></complex-block></complex-block></complex-block>	<figure><caption></caption></figure>						

		클	设置変更許可								工事計	十画認	<b>口</b>							資料番号	号他
[編 地]	「水位低下	設備の信頼性「	向上の方針																	VI-2-1-1-別添 1	地下水位( 下設備の)
				4	機能	の起き	- 七斗	-77 7 Ki	边封开	⊢⊭											計方針
					0,4110					A.A. 1. 4 4											百 / / 亚
够能喪失要	要因等の分析	折に基づく設住	<b>備構成の検討</b>	4.	1 集	水機前	E (F	`レー:	ン及び	が接続	桝)										
分析結果	を踏まえた	と信頼性向上の	Dための配慮事項		4.1.1	集力	く機能	の設置	計方針	+											
見日常	紙 18-20 実	<b>燃</b> 能車生更	因とこれを踏まえた設計上の配慮項目				3	≠ /-1	隹ヮ	水機能	の設置	計にも	おいて	老虐-	ナス車	魚					
10.07	MA 10 20 AR	. 1及肥民八女	四とこれのと聞よれた政府上の記感項目			-	1	K T I	*/	• • • • • • •	- 12.01				•	- 3K					
機能	構成部位	機能喪失要因	対策	機能	構成部位					· · ·	故障及び技術		1	ere penarres			W 15 1.00				
集水機能	ドレーン・接続桝	ランダム故障	<ul> <li>閉塞による機能喪失の可能性に対して、ドレーンの配置・形状を考慮した 新設ドレーン・揚水井戸の配置等の配慮により機能維持</li> </ul>			単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)		
		地震			ドレーン	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
支持・閉塞	揚水井戸	地震	Ss機能維持することにより支持・閉塞防止機能を確保	集水機能	-	-	-		-							-	-	-			
防止機能				1.440	接続桝	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ランダム故障	• ボンプの多重化による機能維持							凡例	():事象)	こ対し設備が	「影響を受け	ない, ●:1	受計において	考慮する事業	象,一:静色	り機器であり	評価対象外		
		地震	Ss機能維持することにより揚水ボンブの機能を確保	Δ	2 支	<b>持</b> ,艮	宇宙に	正協	治 (担	しん 士	ゴ及ィ	(業)									
	揚水ボンプ	竜巻	<ul> <li> 井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置         <ul> <li></li></ul></li></ul>																		
排水機能		落雷	・制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は避雷針の保護範囲内への設置		4.2.1	支持	チ・閉	基防]	上機能	目の設	計方金	+									
		火山	<ul> <li>         ・ 井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止         <ul> <li>             ・ローマアド・タークマック             </li> </ul> </li> </ul>			表	4-7	支持	・閉塞	膨止 <sup>)</sup>	機能の	)設計	におい	いて考	慮す	る事象	泉				
	773.646	ランダム故障	<ul> <li>・ 吐出配管の多重化</li> <li>- パロカボルは</li> </ul>								故障及び技祥										
	配管	地震	• Ss機能維持	機能	構成部位												春林火災				
		<ul><li> 竜巻</li><li> ランダム故障</li></ul>	<ul> <li>・井戸に飛来物影響の防護が可能な茎を設置</li> <li>・多重化により機能維持。また、水位計、動力・制御盤及び中央制御室監視盤間を接続するケーブルにつてに同様に多重化</li> </ul>		揚水	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	前巻 (7条)	速結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条) 〇	生物学的事象 (7条)	(外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)	<ul> <li>詳細設計を踏ま</li> <li>事項</li> </ul>	ミえ具体化し
		地震		支持・『 塞防止	井戸	-	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	争惧	
		山展 台風,竜巻	• Stokuterty • 屋内設置	機能	蓋	-	•	0	0	•	0	0	0	0	•	0	0	0	0	(揚水井戸の蓋に	こついて, 竜
		凍結	<ul> <li>凍結防止装置を設置,又は屋内設置</li> </ul>							凡伊	1 〇:事象)	こ対し設備フ	が影響を受け	ない, ●:	没計において	考慮する事	象, 一:静印	り機器 であり	評価対象外	による飛来物力	及び水山灰
		降水	<ul> <li>・防水処理、又は屋内設置</li> </ul>		പപ	1.146.44	k (+9	4.12													
	制御盤	積雪																		侵入に対して打	非水機能及
	中小田市四番	落雷	<ul> <li>制御盤への保安器の設置等による避雷対策、又は屋内設置</li> </ul>		4.3.1	排力	く機能	の設調	計方針	+										監視・制御機能	を維持可能
		火山	<ul> <li>火山灰の侵入防止措置の実施、又は屋内設置</li> </ul>				=	≢ 4-9	相5	水機能	の設	計にも	おいて	老虐-	ナス重	兔				設計とするため	、 支持・関
監視·制御 機能		生物学的事象	<ul> <li>止水や貫通部処理による小動物の侵入防止、又は屋内設置</li> </ul>				1	K T J	1917.		- 12-11			• • • •		*					
行发出出		森林火災(外部火災)	<ul> <li>火災の影響を受けないよう屋内設置</li> </ul>	機能	構成部位					単—	故障及び技術	F基準規則の			夫要因					防止機能の構成	武部位に追
		内部火災	<ul> <li>制御盤の分離,離隔距離を確保した配置</li> </ul>	00.05	1910,0010.	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)	した。)	
		内部溢水	<ul> <li>共通要因故障に配慮した配置</li> </ul>		揚水	•	•	0	0	•	0	0	0	•	•	0	0	0	0		
		ランダム故障	<ul> <li>多重化による機能維持を図ることとし、片系が機能喪失した場合には設定水位に 到達時にもう片系の水位計の検知によりバックアップ</li> </ul>	排水 機能	ボンブ	•	•	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		地震	• Ss機能維持		HU B	•	•	Ŭ	U U	-	0:事象)				_						
	水位計	竜巻	<ul> <li>井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置</li> </ul>							76191	1 〇:中原(	これ し取捕る	「必要を又け	ra.¥5. ♥11	KULIC4DV' (	つ思りの手	ж., — : <u>п</u> ри	2106日本 にめり	可闻对咏가		
		落雷	・ 制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は避雷針の保護範囲内への設置																		
		火山	<ul> <li>井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止</li> </ul>	4.	4 監	視・串	∥御機	能 (7	水位計	十及び	制御魚	닱)									
電源機能	電源 (非常用DG)	ランダム故障	<ul> <li>ランダム故障に対しては多重化による機能維持</li> </ul>									/ 411									
	(9Fm/hDG)				4.4.1																
							表 4-	-12 1	監視・	・制御	機能0	D設計	にお	いて着	診慮す	る事績	泉				
										₩	故障及び技術	医振微相间の	)変まを踏ま	> た雄能部	も悪用						
				機能	構成部位	iji.—	地震	津波	凰(台凰)							生物学的事象	森林火災	内部火災	内部溢水 (12条)		
						単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	(外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	(12条)		
					制御盤	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
				監視·市 御機能		-															
					水位計	•	•	0	0	•	0	0	0	•	•	0	0	0	0		
										凡例	〇:事象	こ対し設備だ	影響を受け	ない、●:	<b>役計に</b> おいて	考慮する事	象,一:静的	り機器 であり	評価対象外		

								十画認								資料番号他						
	5 電波						ーゼノ	レ発電	〔機),	電源	盤及(	び電路	<u></u> ()									
4	4. 5. 1	電源					5 m =0	an -	1×1 · · · ·	- +* -=	L-7-	<b>+ -</b>				<ul> <li>         ・詳細設計を踏まえ具体化した     </li> </ul>						
			表	4-14	電視			(言十(こ)				事家				- 詳細設計を踏まス具体化した 事項						
機能	構成部位	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	半一 6 卷 (7条)	凍結 (7条)	時超4年9月10. 降水 (7条)	ク安水で昭よ 積雪 (7条)	客雷 (7条)		生物学的事 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11季)	内部溢水 (12条)	● <sup>●</sup> ④ (電源機能について電源盤及						
	電源 (非常用ディー ゼル発電機)	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	(73)	•	•	び電路を追加し、単一故障及						
電原 機能	電源盤	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	び技術基準規則の要求踏ま						
	電路	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	えた機能喪失要因を再整理						
															り評価対象外	した。)						
I																						



	工事計画認可	資料番号他
<ul> <li>原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類において地下水位低下設備の運転 管理方法を定める。</li> <li>&lt;具体的な対応&gt;</li> <li>地下水位低下設備の運用に係る体制,確認項目・対応等を整備する。</li> <li>地下水位低下設備が機能喪失した場合に,可搬型設備による機動的な対応による 復旧を行うための手順を定める。</li> </ul>	定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には,可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始するとともに,原子炉を停止する。 また,地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように,復旧 措置に係る資機材の配備,手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自 然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定 に定めた上で,具体的な実施要領を社内規定に定める。	
<ul> <li>① LCO の設定の考え方         LCOについては、対象エリア<sup>*</sup>ごとに地下水位低下設備の多重性確保の観点を 踏まえた設定を行う。揚水ボンプ等の機器故障及び揚水井戸の水位の視点からの 動作不能の判断基準を設定する。これにより、揚水ボンプが稼働している状態にお いて何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合 においても、水位による動作不能の判断を行うことが可能となる。なお、機能喪失の 詳細な判定項目(揚水ボンプ故障の要因等)は詳細設計を踏まえ設定する。(別紙 18-25 図参照)     </li> <li>※ 対象エリアとは、2号炉原子炉建屋・制御建屋周辺、3号炉海水熱交換器建屋周辺及び2号炉 排気筒周辺を指す。         単定項目として追加         ・判定項目として追加         ・料定項目として追加         ・料定項目として追加         ・単細設計を踏まえて設定         ・単細設計を踏まえて設定         ・詳細設計を踏まえて設定         ・</li></ul>	<ul> <li>7.1.1 地下水位低下設備のLCO設定方針 地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれに機能が要求されることから、各エリア個別にLCOを設定する。また、本設備は全ての原子炉の状態において機能が要求されることから、LCOも全ての原子炉の状態に対して適用する。 次に、図3-2において地下水位を一定の範囲に保持するために必要な機能及び機器を「1系統」としており、これをLCO設定方針における「1系列」と位置付ける。 LCOは個別の機能及び機器ごとに設定するのではなく、系列の中で管理する。機器に異常が発生し、当該系列の機能が喪失すると判断した場合に動作不能と判断し、LCO逸脱時に要求される措置を講じる。これは、ポンプ、流路等を構成する設備を含めて系列の中で管理する既存の設計基準事故対処設備と同様の考え方である。地下水位低下設備1系列の各構成要素に対するLCO設定上の考え方を表7-1に示す。 また、揚水ポンプが稼動している状態において何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合においても水位低下措置を速やかに開始するよう、揚水井戸の水位に対してもLCOを設定する。 水位のLCOについては、AOT内に水位低下措置を完了することで設計用揚圧力以下に保持できるよう、基礎版が被圧しない状態の揚水井戸の水位であるドレーン(鋼管)位置(「6.3.1 到達時間(X1),(X2)の評価」におけ</li> </ul>	<ul> <li>記載表現の相違         <ul> <li>(実質的な相違なし)</li> <li>詳細設計を踏まえ具体化した                 事項</li> <li>(LC0 を適用する原子炉の状                 態,地下水位低下設備に必要                 な機能及び機器を整理し「1                 系列」の対象を明確化した。)</li> <li>(2 号炉排気筒周辺は地下水位                 低下設備の設置エリアとし                 て対象外とした。)</li> </ul> </li> <li>詳細設計を踏まえ具体化した         <ul> <li>事項                 (揚水井戸の水位に対してLC0                 を設定した。)</li> </ul> </li> </ul>
・計細設計を踏まえて設定 機器故障 電源故障 制御系故障 ・・・ 別紙 18-25 図 地下水位低下設備の動作不能要因イメージ	る初期条件に相当)より下部に設定する水位高高警報設定値を判断基準とす る。 地下水位低下設備のLCO設定例を表 7-2 に示す。具体的なLCOは今後保安 規定に定める。	

設置変更許可			資料番号他				
	表 7-1	[		対する LCO 設定上の考え方	・詳細設計を踏まえ具体化した		
	機能	設備構成	LCO	設定上の考え方	事項		
	集水機能	・ドレーン ・接続桝	地下水位低下設備1系	列の中で管理する。	(地下水位低下設備1系列に必 要な機器を整理した。)		
	支持・閉塞 防止機能	<ul> <li>・揚水井戸</li> <li>・蓋</li> </ul>	地下水位低下設備1系	列の中で管理する。			
	排水機能	<ul><li>・揚水ポンプ</li><li>・配管</li></ul>	<ul><li>揚水ポンプ1台と付随</li><li>列の中で管理する。</li></ul>	する配管を地下水位低下設備 1 系			
	監視・制御 機能	・水位計		低下設備1系列の中で管理する。 い監視・制御は可能であることを踏た措置を定める。			
		<ul> <li>制御盤</li> </ul>	地下水位低下設備1系	列の中で管理する。			
	電源機能	<ul> <li>・電源(非常用デ&lt; ゼル発電機)</li> <li>・電源盤</li> <li>・電路</li> </ul>	なお,非常用ディーゼ ているが,地下水位低 措置を実施するために	列の中で管理する。 ル発電機は個別に LCO が設定され 下設備固有の措置である水位低下 ,非常用ディーゼル発電機のLCO逸 下設備のLCO逸脱も判断する。			
		表 7-2	地下水位低下設備の LC	70 設定例	<ul> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した</li> </ul>		
		項		運転上の制限	事項		
		子炉建屋	地下水位低下設備	2 系列動作可能であること	(各構成要素に対するLCO設定 の考え方を整理した。)		
		No.2 揚水井戸)	水位	水位高高警報設定値未満			
		海水熱交換器	地下水位低下設備	2系列動作可能であること			
		No.4 揚水井戸)	水位	水位高高警報設定値未満			
<ul> <li>②要求される措置の考え方</li> <li>・地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲で保持することが可能であることから、1系列が動作不能の場合は、残りの1系列について動作可能であることを確認するとともに、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措</li> </ul>	(1) <mark>地</mark> 地 <sup>*</sup> ポン:	1 <mark>下水位低下設備</mark> の 下水位低下設備 1 プを例に LCO 逸脱	時に要求される措置を示	ê時に要求される措置 <mark>シプを2台設置するため, 揚水</mark>	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(実質的な相違なし)</li> </ul>		
置を開始し,予備品への交換を行う。 ・上記で要求される措置を完了時間内に達成できない場合,または、地下水位低下設 備2系列が動作不能の場合には、原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止し た後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可	であ 始す 保た て 図	ることの確認及び る。残りの1系列 れる。揚水ポンプ; 7-1に示す。	「可搬ポンプユニットに」 が動作可能である場合, が1系列動作不能となっ	よる水位低下措置を速やかに開 地下水位は設計用揚圧力以下に た場合の地下水位の挙動につい いては、速やかに開始し、かつ	<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(1系列動作不能時のAOTを具 体化。(表 7-3 に記載))</li> </ul>		

						工事	<b>季計画認可</b>	資料番号他
搬型設備により地下水位を低下させる措置を開始し,予備品への交換を行い継続的 に常設機の復旧を図る。		ら掛	f間*以 f f 水でき					
<ul> <li>③ AOT の設定の考え方</li> <li>・地下水位低下設備1系列が動作不能時の AOT はn日間<sup>*1</sup>とする。</li> <li>・地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、24時間で高温停止、36時間で冷 温停止する。</li> </ul>		設備 整合 設	情の復旧   <u>性を</u> 踏   定する	に最低 <mark>(まえ</mark> 設 。	限必要 定する	な時間を 。	むから水位低下措置完了までに要する時間及 確保するとともに、非常用炉心冷却系等と 可で達成できない場合、または2系列動作不	<ul> <li>         ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項         <ul> <li>(原子炉の状態に応じた措置)</li> </ul> </li> </ul>
<ul> <li>可搬型設備によりα時間*2以内に地下水位を低下させる措置を完了する。</li> <li>※11:nについては、地下水位低下設備はプラントの状態に関わらず高い頻度で稼働するという性質を踏まえ、工事計画認可段階での浸透流解析結果に基づき、現実的な設備の復旧時間等を勘案して設定することとする。</li> <li>※2:体制構築時間及び可搬型設備設置後の起動時間を積み上げ、この時間が設計用地下水位到達までの時間(X時間)に包絡されるものとする。また、α時間は工認設計段階での浸透流解析結果により決定するが、設定する</li> </ul>		~ 温停 とか 時間	手止させ いら,可 ]*以内(	るとと 搬ポン に完了	もに, ? プユニ させる。	冷温停止 ットによ	A,起動及び高温停止においては、原子炉を 後も地下水位低下設備の機能が要求される る水位低下措置を速やかに開始した上で、	α
際,体制構築時間等に一定の保守性を確保する。(別紙 18-26 図参照) ▽設計用地下水位		燃料 続し 止す	+に係る - ている - る措置	の 作業の 配管の を 講じ	)中止並 )原子炉 るとと	びに有	効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に 器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を 「搬ポンプユニットによる水位低下措置を速 に完了させる。	接(揚水ポンプの組合せに応じ禁た LCO 逸脱の判断, 要求され
x時間         (設計用地下水位 到達までの時間)           (設計用地下水位 到達までの時間)         α時間 (措置完了までの時間)   α時間=体制構築時間 + 可搬型設備設置時間 +起動から水位低下開始までの時間		故要求	に障する	揚水ポ	ンプの	組み合れ	っせに応じ <mark>,地下水位低下設備の</mark> LCO 逸脱時 Fす。具体的な要求される措置は今後保安規	2
別紙 18-26 図 可搬型設備による水位を低下させる措置の概念		注言	及 で	び第 3 きるよ	: 号機消 う, 水	每水熱交 位低下措	±到達時間前に,原子炉建屋・制御建屋エリ 換器建屋エリアの水位低下措置を確実に完 背置完了時間の評価結果を踏まえ,両エリア	Т
				地下		下設備の	) LCO 逸脱時に要求される措置の例 御建屋エリアの場合*1)	<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (1系列動作不能時のAOTを具</li> </ul>
		1系 (No.1揚 ボンプA × 〇	列 水井戸) ボンプB 〇	1済 (No. 2揚 ポンプA 〇 ×	≪列 水井戸) ボンプB ○	LCO 満足	要求される措置 AOT	体化。(表 7-3 に記載))
	(1) (1) (2) (3) (3) (3) (4) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6)	× × 0 ×	0 × 0 ×	× O × ×	0 0 ×	1系列 動作不能 <sup>*2</sup>	<ul> <li>・他の1系列が動作可能であることを確認する。</li> <li>・速やかに、</li> <li>・可敏ボンブユニットによる水位低下措置を開始する。</li> <li>及び</li> <li>・可敏ボンブユニットによる水位低下措置を完了する。</li> <li>水19時間*</li> <li>・当該系列を動作可能な状態に復旧する。</li> <li>・10日間</li> </ul>	
	8	×	×	×	×	2系列 動作不能	・可販ボンブユニットによる水位低下措置を開始する。 及び         ・運やかに           ・可販ボンブユニットによる水位低下措置を開始する。 及び         ・運やかに           ・高温停止とする。         ・24時間           及び         ・高温停止とする。         ・36時間	
		注記 >	<1:第	3 号機	毎水熱	交換器建	屋エリアも同様に設定する。	

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	*2:1系列動作不能時に要求される措置を AOT 内に達成できない場合,2系 列動作不能時に要求される措置へ移行し,プラントを停止する。 *3:第3号機海水熱交換器建屋エリアの場合,「可搬ポンプユニットによる 水位低下措置を完了する。」措置の AOT は26 時間とする。	
	<ul> <li>6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討</li> <li>6.3.2 水位低下措置完了時間(α1),(α2)の評価 地下水位低下設備が機能喪失した後の,可搬ポンプユニット2個による水位 低下措置完了までの時間について図 6-5,措置時間算出にあたっての考え方を 表 6-2 に示す。</li> </ul>	<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(水位低下措置完了時間(要員 参集による体制構築から水 位低下開始まで)を評価し,</li> </ul>
	第月(象)       (a)       (a)       (a)       (a)       (a)         第月(象)       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       (a)       (a)         第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       (a)       (a)         第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       (a)       (b)       (c)         第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       (c)       (c)       (c)       (c)         第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       (c)       (c)       (c)       (c)       (c)         第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       第日第四       (c)       (c)       (c)       (c)       (c)         第日第四       第日       第日       日       日       日       日       日       (c)       (c)	<mark>到達時間</mark> の範囲内で対応可 能であることを確認)
	<ul> <li>6.3.3 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認結果</li> <li>地下水位低下設備の機能喪失後,原子炉建屋・制御建屋エリアの水位低下措置完了時間(α1)は約19時間であり、到達時間(X1)の範囲内で対応可能であることを確認した。</li> <li>また,第3号機海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置完了時間(α2)は約26時間であり、到達時間(X2)の範囲内で排水開始が可能であることを確認した。</li> <li>以上のことから,可搬ポンプユニットの配備数が2個で妥当であることを確認した。</li> </ul>	
	(2) 水位計の動作不能による LCO 逸脱時に要求される措置 地下水位低下設備1系列に3台設置する水位計のうち,1台又は2台動作不 能となった場合でも,残りの水位計で監視・制御可能な設計だが,設計上の設 置台数を満足しない状態であるため,LCO 逸脱と判断し,予備品への交換によ る復旧を図る。 水位計1台が動作不能となった場合,残りの2台で監視・制御可能であり,	<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (水位計の動作不能による LCO 逸脱時の措置を明確化。)</li> </ul>

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	復旧に係る AOT は、地下水位低下設備2系列により監視・制御及び排水が可能	
	な状態を維持していることを踏まえて設定する。要求される措置を AOT 内に達	
	成できない場合は、水位計2台が動作不能となった場合に要求される措置に移	
	行する。	
	水位計2台が動作不能となった場合,残りの1台で監視・制御可能だが,こ	
	れが故障した場合には当該1系列が監視・制御不能となるため, 可搬ポンプユ	
	ニットによる水位低下措置を速やかに開始し更なる排水機能確保した上で, 予	
	備品への交換による復旧を図る。要求される措置を AOT 内に達成できない場合	
	は、2系列動作不能時に要求される措置へ移行し、原子炉を冷温停止する。	
	水位計3台が動作不能となった場合は監視・制御不能となるため,可搬ポン	
	プユニットによる水位低下措置を速やかに開始し、α時間*以内に完了させた	
	上で、 LCO 逸脱から水位低下措置完了までに要する時間と設備の復旧に最低	
	限必要な時間内に水位計1台を復旧し、監視・制御可能な状態とした上で、水	
	位計3台動作可能な状態に復旧する。要求される措置を AOT 内に達成できない	
	場合は、2系列動作不能時に要求される措置へ移行し、原子炉を冷温停止する。	
	動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-	
	4 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。	
	注記*:浸透流解析から評価した到達時間前に、原子炉建屋・制御建屋エリア	
	注記*: 授遊流弊析から評価した到達時间前に、原于炉運産・耐御運産エリア 及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置を確実に完了で	
	との第3号機構が無义換益産産ニックのが位置する きるよう,水位低下措置完了時間の評価結果を踏まえ,両エリアそれ	
	こるよう、小世族「相直元」時间の計画福米を増よん、阿エッアで40 ぞれに設定する。	

設置変更許可				工事計画認可		資料番号他
	表 7-4 動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例					<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した</li> </ul>
			(原子	炉建屋・制御建屋エリアの場合*1)		事項
		動作可能な 台数	LCO	要求される措置	AOT	(水位計の動作不能による LCO
	1	1	満足			逸脱時の措置を明確化。)
	2	2台	逸脱 <sup>*2</sup> (1台動作不能)	・水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	<ul> <li>10日間</li> </ul>	
				<ul> <li>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。</li> </ul>	・速やかに	
	3	1台	逸脱*3	及び ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。	•19時間 <sup>*4</sup>	
			(2台動作不能)	及び ・水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	<ul> <li>10日間</li> </ul>	
				・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。	・速やかに	
			1. mar # 3	及び ・ 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 及TX	•19時間 <sup>*4</sup>	
	4	0台	逸脱* <sup>3</sup> (3台動作不能)	及い ・水位計を1台動作可能な状態に復旧する。 及び	<ul> <li>3日間</li> </ul>	
				<ul> <li>水位計を3台動作可能な状態に復旧する。</li> </ul>	<ul> <li>10日間</li> </ul>	
		注記*1.	第3号機海;	ト k熱交換器建屋エリアも同様に設定する。		
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	昔置を AOT 内に達成できない場合,水位計 2 台	动作不能時	
		i	に要求される	措置へ移行し,可搬ポンプユニットによる水位	な低下措置を	
		-	実施する。			
		*3:	要求される	昔置を AOT 内に達成できない場合, 2 系列動作	「不能時に要	
				へ移行し、プラントを停止する。		
				<熱交換器建屋エリアの場合,「可搬ポンプユニ	ニットによる	
			水位低下措直	を完了する。」措置の AOT は 26 時間とする。		
		(3) 揚水	井戸の水位の	DLCO 逸脱時に要求される措置		
				」 信号による揚水ポンプ切り替え後も水位上昇	が継続する	・詳細設計を踏まえ具体化した
		場合, 5	<b>切り替え後の</b>	易水ポンプ等の設備故障又は揚水ポンプ容量を	と超える流入	事項
		が生じ	ている可能性	がある。設備故障が原因であることが明らかな	な場合は,揚	(揚水井戸の水位に対して LCO
				の動作不能による LCO 逸脱として判断可能だれ		を設定した。)
				できない場合又は想定を超える流入が生じた		
				に検知して,設計用揚圧力以下に保持するため	の措置を講	
				高高警報設定値をLCOの判断基準とする。	目の生けた相	
				戸の水位が制限値に到達し,さらに水位が上昇 -1 に示す揚水ポンプが 1 系列動作不能となっ		
				もう1系列の揚水井戸の水位が制限値を満足し		
				下水位は設計用揚圧力以下に保たれる。		
				の原因が設備故障によるものと判断できない	湯合は,設計	
		上考慮	していない事	態が発生している可能性があることから,原子	上炉の状態が	

設置変更許可		工事計画認可	資料番号
	運転,起動及び高温停」	とにおいては,原子炉を冷温停止させるとと	もに, 可搬
	ポンプユニットによるフ	k位低下措置を速やかに開始した上で, α時	間*以内に
	完了させる。		
	原子炉の状態が冷温停	亭止及び燃料交換においては, 炉心変更及び!	照射された
	燃料に係る作業の中止	並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧に	力容器に接
	続している配管の原子	戸圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の	開操作を禁
	止する措置を講じるとと	ともに, 可搬ポンプユニットによる水位低下	措置を速や
	かに開始した上で, α		
		ジた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-	-5 に示す。
	具体的な要求される措置	置は今後保安規定に定める。	
	注記*:浸透流解析から	◎評価した到達時間前に,原子炉建屋・制御	建屋エリア
	及び第3号機海	「水熱交換器建屋エリアの水位低下措置を確	実に完了で
	きるよう、水位	:低下措置完了時間の評価結果を踏まえ、両:	エリアそれ
	ぞれに設定する		
	表 7-5 揚水井戸の水	位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の	列
	(原子炉	建屋・制御建屋エリアの場合*1)	
	No.1揚水井戸 の水位 の水位 しCO	要求される措置*2	AOT
	<u>の水位</u> <u>の水位</u> ① 水位高高警報,水位高高警報 設定値未満 設定値未満		
	② 水位高高警報 水位高高警報 設定値以上 設定値未満	<ul> <li>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。</li> </ul>	・速やかに
	した古古教師した古古教師	・可酸ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 及び	<ul> <li>19時間<sup>★3</sup></li> </ul>
	③ 不位高高著板 不位高高著板 逸脱 設定值未満 設定值以上	・高温停止とする。 及び	• 24時間
	① 水位高高警報 設定値以上 設定値以上	・冷温停止とする。	• 36時間
	注記*1. 第3号機海水熱交	換器建屋エリアも同様に設定する。	
	*2:表7-3により対応1		
		換器建屋エリアの場合,「可搬ポンプユニッ	トによる水
		する。」措置の AOT は 26 時間とする。	

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<ul> <li>④ サーベランスの設定の考え方</li> <li>・地下水位低下設備の電源系及び制御系に異常がないこと、水位レベル及びポンプの 運転に伴い水位が低下していることを、1回/日の頻度で、制御盤で確認する。</li> <li>⑤ 常時監視の考え方</li> <li>・地下水位低下設備については、揚水井戸の水位及び揚水ポンプの運転状況を中央 制御室において常時監視する。</li> </ul>	7.1.3 サーベイランスの実施方針 揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が1時間当たり2 回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足してい ることを確認するために、電源系及び制御系に異常がないこと、揚水井戸の 水位上昇に伴い揚水ポンプが起動すること及び揚水ポンプの運転に伴い揚 水井戸の水位が低下していることを、毎日1回、制御盤で確認し、LC0 に関 する点検結果の記録として保存する。なお、毎日1回の確認頻度は、異常の 有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定してい る。	<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(設計で考慮されている揚水 ポンプ発停頻度を具体化。)</li> <li>記載表現の相違</li> <li>(実質的な相違なし)</li> </ul>
	地下水位低下設備は今後新たに設置する設備であることから,運用開始後 の運転実績を踏まえて,サーベイランスの実施方法及び頻度は適時適切に見 直していく。	VI-2-1-1-別添 1 地下水位個 下設備の割
<ul> <li>【保守管理の方針(案)】</li> <li>&gt; 保全計画の策定では,原子炉施設保安規定において地下水位低下設備にLCOを 設定することから,他のLCO設定設備と同様に,地下水位低下設備を「予防保全」 の対象と位置付け管理していく。</li> <li>&gt; 機能喪失した場合に備え予め予備品を確保した上で,機能喪失時には原因調査を 行い補修する。</li> </ul>	7.2 保守管理の方針 保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備にLCOを 設定することとから、他のLCO設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保 全」の対象と位置付け管理するとともに、各エリアにおける全ての揚水井戸の機 能喪失が発生しても、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、「6.地下水 位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討」を踏まえ、必要台数を配備する。	計方針
<ol> <li>可搬型設備及び予備品確保の考え方</li> <li>地下水位低下設備は,重要安全施設への影響に鑑み,原子炉施設の安全機能の 重要度分類を踏まえて,高い信頼性を確保する設計とするものの,それでもなお, 動作不能が発生した場合を想定し,可搬型設備及び予備品を配備する。</li> <li>地下水位低下設備は,常時待機状態の緩和系とは異なり,比較的高い頻度での私 働が必要な設備である。</li> <li>こうした性質を勘案して,対象エリア各々で単一故障が発生し,かつ,その状態が なる場合を想定しても,可搬型設備での対応が可能となるよう,必要台数を配備す ることとする。</li> <li>また,可搬型設備を設置した上で予備品により恒久的な復旧を図るため,別紙 18-</li> </ol>	<ul> <li>6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討</li> <li>6.2 復旧措置に係る資機材</li> <li>6.2.2 可搬ポンプユニットの配備 可搬ポンプユニットは、の交換が必要となった場合において、速やかに機 器を復旧するため、復旧作業が可能となる水位まで地下水を排水することに 加え、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに おける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、各エリアの排水機能の 維持を可能とするため、各エリアに1個、計2個配備する。</li> </ul>	
23表に示す必要な資機材を配備する。	6.2.1 予備品の配備 予備品は,原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エ リアにおける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し,復旧措置にあた り機器の交換が必要な場合に備え,各エリアを1系統復旧できる数量を表 6- 1のとおり配備する。	<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(各エリアそれぞれで排水機 能,監視・制御機能に係る機 器の故障が発生した場合に 備え復旧できる個数を配備 する設計とした。)</li> </ul>

		設置変更許可			工事計画認	可	資料番号	<b>予他</b>
	別紙 18-	-23表 資機材の配備数			表 6-1 各機器に必要	となる予備品		
	項目	配備数	備考	機能	機器	配備数		
	・揚水ポンプ		0.00	排水機能	揚水ポンプ	各エリア1個(計2個)		
可搬型設備	<ul> <li>・発電機 等</li> </ul>	・対象エリアごとに1セット		監視・制御機能	制御盤の構成部品	各系統1セット(計2セット)		
予備品	<ul> <li>・揚水ポンプ</li> <li>・制御盤の構成部品</li> <li>・水位計 等</li> </ul>	・サイトとして一式	対象エリアで設置する ポンプ容量が異なる場 合は,容量ごとに一式		水位計	各エリア3個(計6個)		
地下水( に保持する し地下水( 可能である 上記に 地下水( 揚圧力に。 止した後の	ることが可能であるか 立を低下させる措置を ることを確認し、予備 より2系列動作可能な 立低下設備2系列が動 たる影響があることか D原子炉の状態におい	動作可能であれば, 揚水井 ぶ,1系列が動作不能の場合 を開始するとともに, 残り 請品の揚水ポンプとの交換	<ul> <li>は、可搬型設備を設置</li> <li>の1系列について動作</li> <li>(復旧)を行う。</li> <li>バ発生すると施設に対し</li> <li>いに加えて、原子炉を停</li> <li>機能が要求されることか</li> </ul>		~(P33 にて比較	済み) ~		
設置許可 項がある。 • 運転中 基準 は 試験又 • 多重性	ロに定期的に試験又は 2関する規則(平成 25 には検査を含む。)が <sup></sup>	<ul><li>釈において,試験又は検査</li><li>検査(実用発電用原子炉及5年原子力規制委員会規則)</li></ul>	びその附属施設の技術 第6号)に規定される	地下水位低7 地下水位低7	- 下設備の具体的な試験又 「設備は独立して試験又	【は検査 には検査ができる設計とする。 ご査の例を表 7-6 に,地下水位低下設備	<ul> <li>Ⅵ-2-1-1-別添 1</li> <li>記載表現の相違</li> <li>(実質的な相違な)</li> </ul>	下設備の 計方針
3.		F設備は独立して試験又はね 又は検査の例を別紙 18−24 ∜						

	設置変更許可			工事計画認可	
別紙 18-24 表	地下水位低下設備に係る試験又は検査	室の例	表 7-6 地	下水位低下設備に係る試験又は検査の	つ例
項目	内容	頻度	項目	内容	頻度
k位検出器性能(校正)検査	水位検出器の校正を行い,適切な値が伝送 されることを確認する。	定期検査ごと	水位検出器性能 (校正) 検査	水位検出器の校正を行い, 適切な値が伝 送されることを確認する。	定期事業者検査こ
K位計設定値確認検査及び インターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること,イン ターロックが作動することを確認する。	定期検査ごと	水位計設定値確認検査及び インターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること,イ ンターロックが作動することを確認す	定期事業者検査こ
易水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが 起動・停止することを確認する。	定期検査ごと	揚水ポンプ機能検査	る。 インターロックの入力信号によりポン	定期事業者検査ご
昜水ポンプ起動試験	揚水ポンプが起動することを確認する。	1回/月	100小小マン1成肥1火車	プが起動・停止することを確認する。	<b>尼</b> 朔爭未怕恢且。

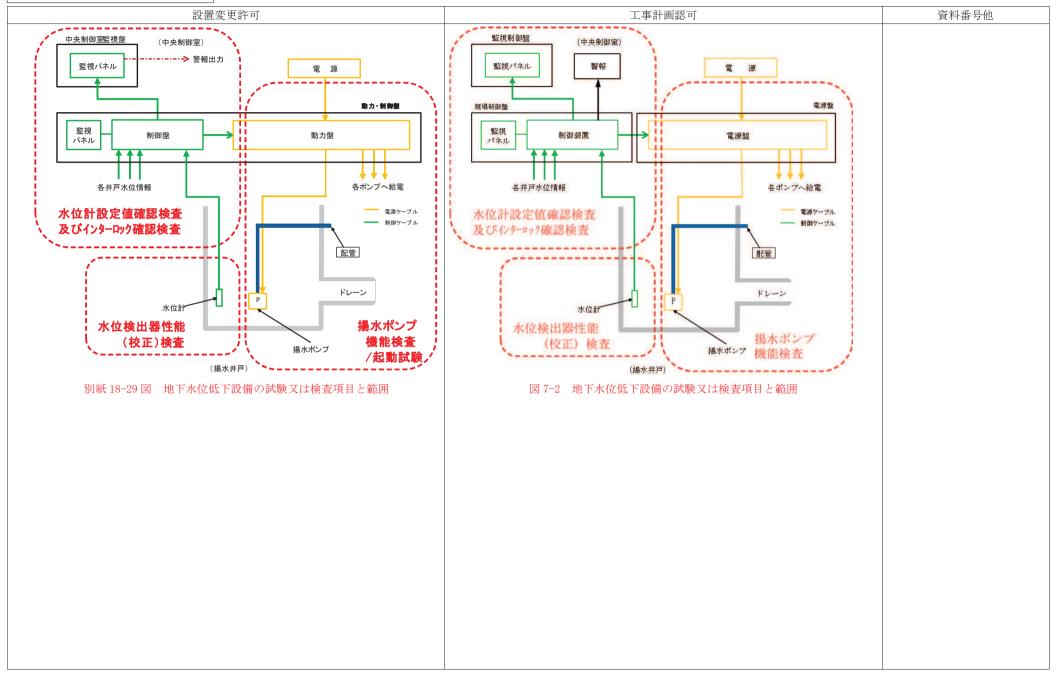
る。

直していく。

資料番号他 詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (設置変更許可段階で揚水ポ ンプ起動試験を1回/月の頻 定期事業者検査ごと 度で確認することとしてい たものは、 揚水ポンプが起動 し,地下水を排水できている 定期事業者検査ごと ことを確認する目的で,制御 盤にて揚水ポンプの起動,揚 水ポンプ起動に伴う揚水井 定期事業者検査ごと 戸の水位低下を確認するも のを想定していた。詳細設計 において、 揚水ポンプの発停 病度が1時間当たり2回程度 となるよう考慮した自動起 動設定値としたことから,毎 日1回, サーベイランスで揚 水ポンプが起動すること及 び揚水ポンプの運転に伴い 揚水井戸の水位が低下して いることを制御盤で確認す ることで,確認頻度を上げて 対応できるものであり、 揚水 ポンプ起動試験(1回/月)の 設定について適正化した。) の発停頻度が1時間当たり2 詳細設計を踏まえ具体化した 運転上の制限を満足してい 事項 異常がないこと、<br />
揚水井戸の (設計で考慮されている揚水 ポンプ発停頻度の具体化を 水井戸の水位が低下していることを、毎日1回、制御盤で確認し、LC0 に関 踏まえ,毎日1回,LC0を満 する点検結果の記録として保存する。なお、毎日1回の確認頻度は、異常の 足することを確認する。) 有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定してい 地下水位低下設備は今後新たに設置する設備であることから,運用開始後 の運転実績を踏まえて、サーベイランスの実施方法及び頻度は適時適切に見

### 赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)



設置変更許可	工事計画認可	資	料番号他
添付資料2 ドレーンの信頼性確保の検討	3.3 敷地の地下水位分布及び耐震評価における地下水位設定方針	補足-600-1	地盤の支持性能
	3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針		について
. はじめに	(5)予測解析(水位評価モデルを用いた定常解析)	<ul> <li>記載表現の</li> </ul>	)相違
ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を添付 2-1 表に示す。	a. 水位評価モデルの作成 (e)ドレーンのモデル化	(記載を具体	本化。基本方針に変
ドレーン構造(有孔管)に起因し経時的に状態が変化するモードとして土砂流入	ニ. ドレーンの集水機能保持の前提について	更なし)	
が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔	(口)保守管理	<ul> <li>詳細設計を</li> </ul>	と踏まえ具体化した
部から流入する土砂は非常に緩速に堆積することから、管の閉塞に至るリスクはな	既設のヒューム管内部への土砂等の流入は非常に少なく*1, ドレーン内への	事項	
い。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行う計画とする。	土砂堆積は非常に緩速に進行する(新設する鋼管は岩盤内に設置するため、土	(ドレーン)	閉塞要因の分析, 言
	砂等が流入する可能性は非常に小さい)。	験施工の領	実施)
	浸透流解析において考慮するドレーンは, 既設・新設のうち耐久性・耐震性・		
	保守管理性が確保できる範囲として設定。土砂による閉塞以外の要因も含め、		
	集水機能を喪失しうる要因を網羅的に抽出した上で、設計(耐久性・耐震性の		
	確保)並びに保守管理により機能を維持することが可能と整理している。また、		
	実機を用いた試験施工により、カメラ等によるドレーン内部の確認や高圧洗浄		
	による土砂の除去など,保守管理方法の成立性を確認している。(参考資料 9)		
	更に、ドレーンは今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行うこ		
	とから、管の閉塞に至るリスクはなく、有孔部からの流入土砂に起因するドレ		
	ーン機能の喪失は保守的な想定である。		
	参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について 2. ドレーンの保守管理について 2.1 ドレーンの機能喪失要因と対応方法	補足-600-1	地盤の支持性育 について
	集水機能を担うドレーン・接続桝は、閉塞による機能喪失リスクを考慮する	<ul> <li>記載表現の</li> </ul>	和違
	必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ、機能を喪失する可能性のある事	(記載を具体	本化。基本方針に刻
	象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能	更なし)	
	喪失要因と対応の考え方を表 9-1 に示す。		
	ここに示すとおり、土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定され		
	る全ての事象は、設計(耐久性・耐震性の確保)並びに保守管理により対処し、		
	機能維持することが可能である。		
	なお、ドレーンは技術基準規則第14条の要求事項への配慮の観点から、部分		
	閉塞を想定した設計を行っているが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したも		
	のを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積すること、今		
	後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行うことから、管の閉塞に至		
	るリスクはなく、有孔部からの流入土砂に起因するドレーン機能の喪失は保守		
	的な想定である。		

	設置変更許可		工事計画認可			資料番号他
添付 2-1 表 ド	レーンの機能喪失要因と対応の考え方	表 9-1	ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方			・詳細設計を踏まえ具体化し
機能喪失への影響が想定される事象 ・経年劣化や地震により損壊し、断面形状を	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い ・ 耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。	機能喪失への影響が想定され る事象	設計・保守管理における事象への対応	設計上 の考慮	機能喪 失の想 定	た事項 (工事計画認可では,ドレーン
保持できなくなる。 ・ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流 入,その他想定以上の雨水流入によりド	<ul> <li>・ドレーン・接続桝の集水機能の検討に当たっては、ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入の可能性を考慮、また、湧水量を</li> </ul>	総年劣化や地裏によりドレー ンが損退し、断面形状を保持 できなくなる。	<ul> <li>・耐久性のある材料を使用するとともに、耐濃性(Ss機能維持)を確保する設計とする。</li> </ul>	褒	不要	<ul> <li>の機能喪失要因を更に検討</li> <li>し、バクテリア影響に対する</li> <li>考察を追加。)</li> </ul>
レーンの集水能力が不足する。 ・ 十砂流入により閉塞又は涌水断面が減少	大きく評価するように透水係数を設定したうえで流入量を確認し, 必要に応じて設計に反映する。(排水機能にも係る事項であり, ボンプ,配管設計にも反映する) ・堆砂実績を踏まえ、十分な余裕を有する断面を有する管径を設	ドレーンの有効範囲以外等か らの雨水流入。その他想定以 上の雨水流入にまりドレーン	<ul> <li>・満水量の算定においては、設置される全てのドレーンからの 流入を考慮する。また、湧水量を大きく算定するように透水 係数を設定し、得られた湧水量を包絡するスペックの描水ボ</li> </ul>	ų	不要	
し、集・排水機能を喪失する。	<ul> <li>金む 冬酸 さはまた: つかぶかれ さり うめが ほど りっち しとし、 定するともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。</li> <li>- 有孔部(ヒューム管 ¢ 25mm,塩ビ管 ¢ 7mm)から管内への土砂 流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積 による通水断面の減少は非常に緩慢※1322に進行することから、 十分な余裕を有する断面を持つことで機能喪失には至らな い。</li> <li>- また、設置状況や管径に応じて、既設ドレーンにアクセスする ことを目的とした保守管理用立坑を設置することにより保守管 理性の向上を図る。</li> </ul>	の集水能力が不足する。 土砂液入により閉塞又は透水 断面が減少し、集・排水機能 を喪失する。	<ul> <li>ンプ能力を設定する。</li> <li>・既設ヒューム管内部のカメラ調査結果から、ドレーンの設備 供用開始後の堆積土砂は僅かである。</li> <li>(有礼部(ヒューム管々25ma, 鋼管 o 7ma)から管内への土砂液 入は微量であり、有礼部に対し管径が十分大きく、土砂地流 はよる通水断面の減少は非常に報種***=に進行する。)</li> <li>・ドレーンは設計湧水量に対し十分な排水能力が確保されてい る。新設ドレーンは設計湧水量に対して十分な排水能力を確 保されるよう設計する。</li> </ul>		g	
<ul> <li>・地盤改良工事等による目詰まり等により 集・排水機能を喪失する。</li> <li>※1 有孔ヒューム管・有孔塩ビ管は、岩盤を掘り下げ。</li> </ul>	・施工時の規制を行う。(施工方法の検討) (設置しており、透水層が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給	地盤改良工事等による目詰ま り等により集・排水機能を喪 失する。	<ul> <li>・ 施工方法や規制等によりドレーン液入を防止する。</li> <li>・ 施工後のドレーン状況の確認を行う。</li> </ul>	ġ	不要	
が非常に少ない。 ※2 有孔ヒューム管の至近の目視確認結果では,設計 はシルト相当。(添付資料1)	<sup></sup> 登後20年以上が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂	バクテリア影響によりドレー ンに目詰まりが生じ、集水機 能を爽失する。	<ul> <li>第2号機。第3号機の既設ヒューム管はそれぞれ設置から約 25年、18年基礎しているが、内部カメラ調査結果から、同影 層による目詰まり等は確認されていない。</li> <li>パクテリアが大量に増殖するためには豊富な有機物が常に供給される必要があるが、本設備は地下の湧水を集水している 設備であり、定常的に有機物が少ない環境下であることを確 認しておりバクテリアが増殖し機能喪失することは考えにくい (表 9-2)。</li> <li>また、構内排水は生活排水とは独立した系統を有しており、 発電所周辺において大きな環境愛化も予定されておらず、今 後も有機物の供給の急激な増加はないと考えられる。</li> </ul>		不要	
		鉄酸化細菌(鉄バタテリア) によりドレーンに目詰まりが 生じ,集水機能を喪失する。	<ul> <li>地下水は中性であること。また鉄分含有量が少ないことを確認しており鉄バクテリアが増強し機能喪失することは考えにくい(表 9-2)。</li> <li>予防保全として、定期的な点検を実施する。</li> </ul>	不要	不要	
		が非常に少ない。 *2 ヒューム管の至近の目説確	下げて設置しており、砕石が管周囲に光填される構造のため、管戸 認結果では、設置後 20 年程度(2 号機:約 23 年,3 号機:約 16 4 確認される程度。堆積土砂はシルト相当。(参考資料 1-1)			

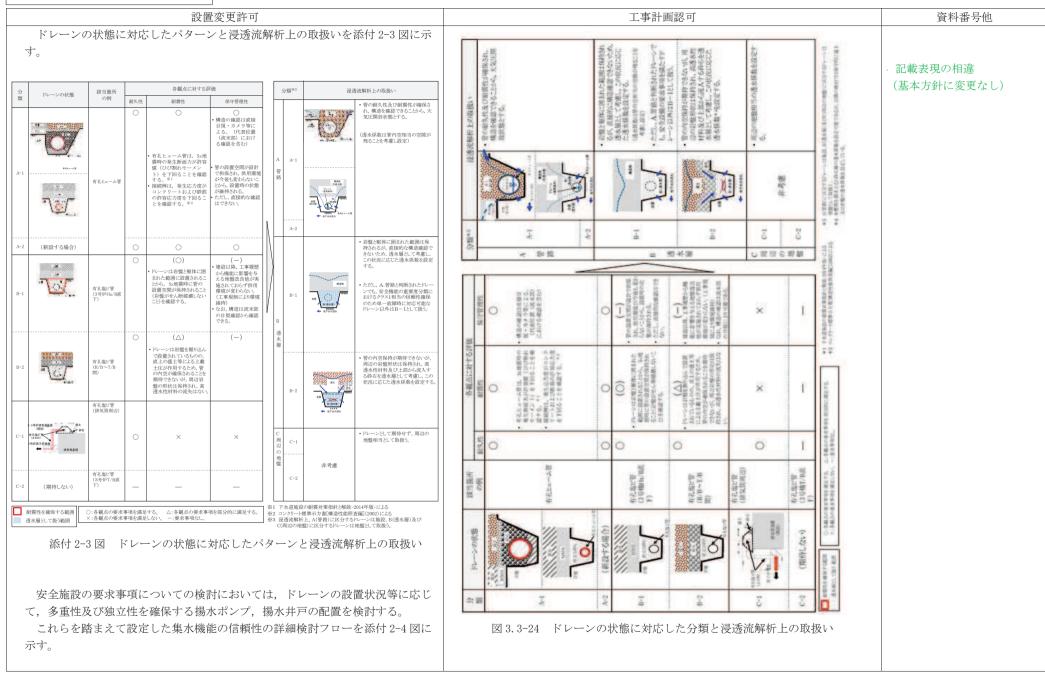
			設置	置変更許可						工事計画認	ЪĴ		資	料番号他			
2.	<ol> <li>ドレーン・接続桝の機能喪失事象への信頼性確保の考え方</li> <li>ドレーンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレーンの保守管理方針を添付 2-2 表に示す。</li> <li>既設の接続桝又はドレーンに接続された保守管理用の立坑を新たに構築する</li> </ol>					参考資料9 5	地下水信	立低下設備	<b>備の保守管理につ</b>	いて		補足-600-1 地盤の支持性					
	ドレーンの熟	敷設状況等を	踏まえた係	除守管理方針	を整理した。ドレ	ーンの保守管	2.2 ドレーンの保守管理性の確保方法						について				
						ドレーンの機能喪失事象を踏まえ、保守管理性を有することについては、経											
						路の連続性は	に関する	る確認,i	通水断面の確保の	可否により判断する	。ドレーンの						
석	序,保守管理性	生の向上策も	あわせて検	討する。			構造・形状が	別の部位	立に応じ†	に保守管理性の確	保方法について,表	き9-3 のとおり					
							整理した。										
	なお、既設の	の2号炉原子	炉建屋及び	ド3号炉海水	熱交換器建屋基礎	版下部にある	ここで, 身	表 9-3 1	こおける	「流末部」とは同	径の管の最下流部を	表す。ヒュー					
J	こうな径がφ1	00 mmの有孔	塩ビ管の保	:守管理に当た	とっては,添付 2-	2 表のとおりカ	ム管(φ500	mm) は	立入りで	きないが、立入り	可能な $\phi$ 800mm, $\phi$	1050mm のヒュ					
2	マラ等で状況の	の確認ができ	機能喪失時	身の対応も可能	能と考えられるも	のの,機能喪	ーム管につい	いては,	最下流部	の接続桝や近傍の	の保守管理立坑から	アクセスでき,					
5	、時の検知及び	び修復に不確	実性がある	らものと考え	られることから,	耐震性及び耐	目視・カメラ	ラ等に亅	にる確認カ	「可能である。							
ţ	、性を有してい	いたとしても	保守管理に	ニ期待せずド	レーンの機能喪失	を前提とした											
	と計(管路で)	はなく透水層	)とする方	がよとする。													
										表 9-3 保守管理	性の確保方法		<ul> <li>詳細設計</li> </ul>	を踏まえ具体化し			
		添作	† 2−2 表	ドレーンの保	导管理方針				設置状況	と調査項目*	保守管理性の	の確保方法	た事項				
	区分	構成部位	(例)	ドレー	ーンの点検内容	異常時の対応	部位	立入	カメラ	トレーサー試験+流	経路の連続性	通水断面の		認可ではドレー			
	12,7	有孔ヒューム管・ 接続桝	有孔塩ビ管	手段	点検対象と確認内容	34 m M 4 2 2 1 2	鋼管			末部確認	確認方法	<ul> <li>確保方法</li> <li>・設計</li> </ul>		のアクセス性を			
		ø800mm(全範囲),		<ul> <li>目視</li> </ul>	<ul> <li>損傷等の有無,土砂堆積 状況等から,通水断面が</li> </ul>	<ul> <li>詳細調査を行い,必要 な対策を実施する。</li> </ul>	ψη'E' (φ142.5mm)	×	0	×	・カメラ	(Ss 機能維持)	まえた保守管理方				
		φ800mm(全範囲), φ1,050mm(全範囲)	-	保持	保持されていることを確認 する。	な対東を天地する。		ヒューム管				<ul> <li>トレーサー試験</li> </ul>	<b>2000 1410 1410</b>	報を追加)			
+				<ul> <li>カメラ等</li> </ul>	<ul> <li>損傷等の有無, 土砂堆積</li> </ul>	-	(φ 500mm)	×		0	<ul> <li>流末部の確認 (カメラ・目視)</li> </ul>	<ul> <li>・維持管理</li> <li>(定期的な点検・土)</li> </ul>					
	カメラ等により部分的		φ 500mm (流末部)	φ100mm (2号炉R/B直下 )	φ 100mm			状況等から,通水断面が 保持されていることを確認		ヒューム管				<ul> <li>・ 目視(人の立入)</li> </ul>	砂排除)		
	に確認可能	(而木部)	3号炉Hx/B直下		する。		(φ800mm) ヒューム管	0	0	0	<ul> <li>トレーサー試験</li> <li>流末部の確認</li> </ul>						
	流末部 <sup>※1</sup> の断面の確			<ul> <li>流末部の断面を</li></ul>	<ul> <li>Ⅱより通水断面が保持されていることを確認する。</li> </ul>	<ul> <li>Ⅱの範囲と同様の状態 にあるものと考え,詳細</li> </ul>	(φ1050mm)				(カメラ・目視)						
I	記及びトレーサー試験 等により確認可能	φ 500mm (流末部以外)	-	<ul> <li>・トレーサー試験等</li> </ul>	<ul> <li>・トレーサー試験等により通 水経路の連続性が保持さ</li> </ul>	にあるものと考え, 詳細 調査を行い, 必要な対 策を実施する。	*:各部位)	こおける調	査可否(〇全)	範囲可, △部分的に可, ×	不可)						
		National Action (1) - Conference		The set of the set of the set of the	れていることを確認する。 の接続桝を介して + 800mm・ + 1,050		W R	.# C	-	T.		凡例					
V	るため,最下流部周辺は目	目視・カメラ等による確認が	可能である)				5			201	- Martin	ビューム管φ1050 ビューム管φ800 ビューム管φ500					
ź	施工方法・仕様の共通性	: ドレーンは同時期に同-	ー施工体制のもと設置:	されており、開削により露と	流末部で外観点検を行うことで異常等 出した岩盤上に同様の施工管理基準 2設置時の情報を確認できる。	停の検知が可能である。 のもと設置されている。	A		Julat			— 鎮管 ■ 接続料					
0	<ul> <li>耐久性・耐震性(Ss機能約)</li> <li>安定的な供用環境にある</li> </ul>	維持)が確保されている。 。(岩着構造,外力(土被)	))の変動が小さい,地	下空間のため紫外線等の	劣化要因が少ない、流入する地下水	に有害な物質が含まれない等)			No.2	**#戸 一 一 一	2	● 補水并戸 ■ 保守管理立坑					
6	. 流末部は土被りが最大(f	乍用荷重最大)であり, 設計	十上最も厳しい部位で	ある。			and the second s				第3号数	トレーサー投入れ					
									$\mp \chi$	V EU A							
							1 8		原子師			No. 4撮水井戸					
									IA								
							No. 1摄水	#=	Carlor I								
							The reason				No. 3	湯水井戸					
							原子的	戶建屋周辺	2		A A	THE REAL PROPERTY OF THE PROPE					
							A CONTRACTOR					第3号機海水					
							Annalia	20	1009 COLORED	//\`		熱交換器建屋周辺					
							(Astrophysics)	n	চন্দ্র হ	9-1 保守管理範疇	田の梅田図						
									区	7-1 你可管理吧!	町の阪安凶						

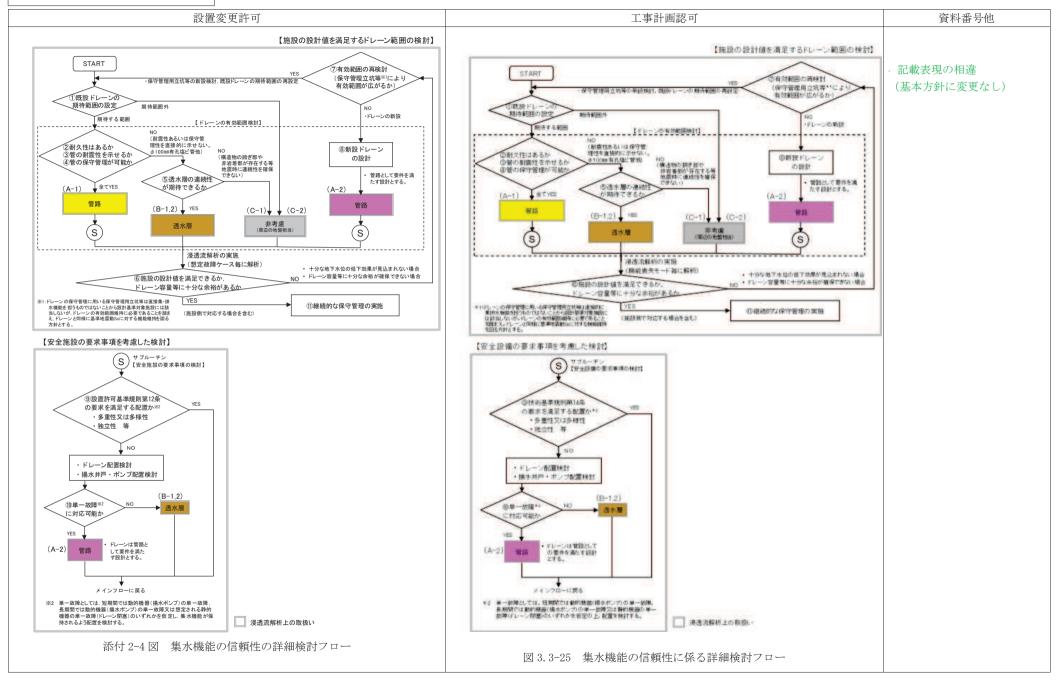
設置変更許可		工事	計画認可	資料番号他			
		表 9-4 各部位へのアクセス性					
	エリア	<u> </u>	アクセス性				
	原子炉建屋周辺	ヒューム管	<ul> <li>・ №1,2 揚水井戸内にステージを設け接続</li> </ul>				
	[][][][][][][][][][][][][][][][][][][]	(φ1050 mm)	部から直接,人がアクセスできる				
		鋼管	<ul> <li>・ №1,2 揚水井戸内の作業ステージからカ</li> </ul>				
		(φ142.5 mm)	メラ、洗浄ホースが挿入できる				
	第 3 号機海水熱		<ul> <li>No.3,4 揚水井戸の接続部または下流側の</li> </ul>				
	交換器建屋周辺	(φ800 mm, φ500 mm)	保守管理立坑からカメラが挿入できる				
	入沃爾之座内之	(	・No.3,4 揚水井戸の接続部またはトレーサ				
			一投入孔からトレーサーを投入でき、下				
			流側の保守管理立坑から試料回収でき				
			3.				
			・ №3.4 揚水井戸の接続部のトレーサー投				
			入孔から洗浄用ホースが挿入できる。				
		鋼管	・ №3,4 揚水井戸内の作業ステージからカ				
		(φ142.5 mm)	メラ、洗浄ホースが挿入できる				
	注記*1:十砂の堆和		と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投				
			管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する				
			直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準				
			●有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ,				
		ISsに対する機能維持を図る					

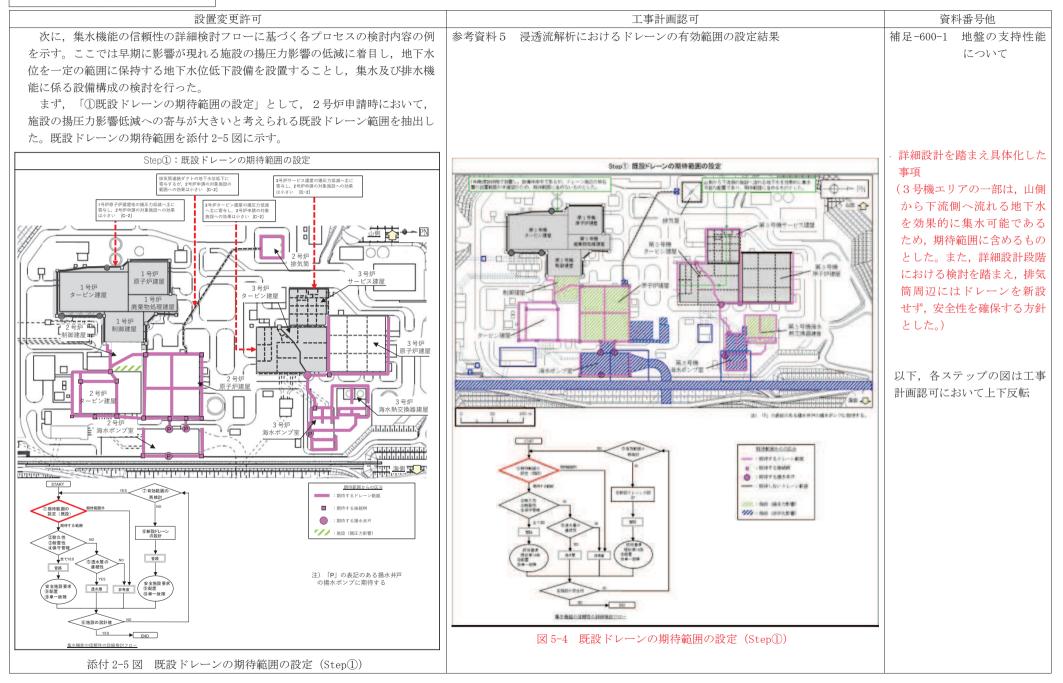
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
3. 集水機能の信頼性の検討 設計用地下水位の算定(浸透流解析)に用いるドレーンの有効範囲は、添付 2-2 図 に示すフローに従い設定することで信頼性を確保する。	<ul> <li>(5) 予測解析(水位評価モデルを用いた定常解析)</li> <li>a. 水位評価モデルの作成</li> <li>(e)ドレーンのモデル化</li> <li>i. 有効範囲の設定</li> <li>集水機能に寄与するドレーンの有効範囲について,新設及び既設範囲のうち</li> <li>信頼性が確認された範囲に限定することで水位を高めに評価する。</li> <li>ドレーンの有効範囲の設定プロセスを参考資料5に示す。</li> <li>設計用地下水位の算定に用いる予測解析において設定するドレーンの有効範囲は、図3.3-23に示す集水機能の基本検討フローに従い,以下の考え方で設定することにより信頼性を確保する。</li> <li>・評価対象施設等の配置などを勘案し,既設ドレーンの期待範囲を設定する。</li> <li>ドレーンは、耐久性、耐震性並びに保守管理性の3つの観点から、全てを満足するものは管路として、それ以外は設置状況に応じて透水層又は周辺の地 盤に分類する。</li> </ul>	<ul> <li>補足−600−1 地盤の支持性能について</li> <li>記載表現の相違         <ul> <li>(記載を具体化。基本方針に変更なし)</li> </ul> </li> </ul>
<ul> <li>START</li> <li>Fレーンの期待範囲の設定</li> <li>Fレーンの有効範囲検討</li> <li>予約範囲の再検討</li> <li>予該股の受金性を 「 「 「</li></ul>	<text><list-item></list-item></text>	<ul> <li>・記載表現の相違</li> <li>(図 3.3-25 集水機能の信頼性 に係る詳細検討フローと整 合するよう記載適正化を図 っている(「安全施設の要求 事項を考慮した検討」を浸透 流解析の前に移動)が基本方 針に変更なし)</li> </ul>

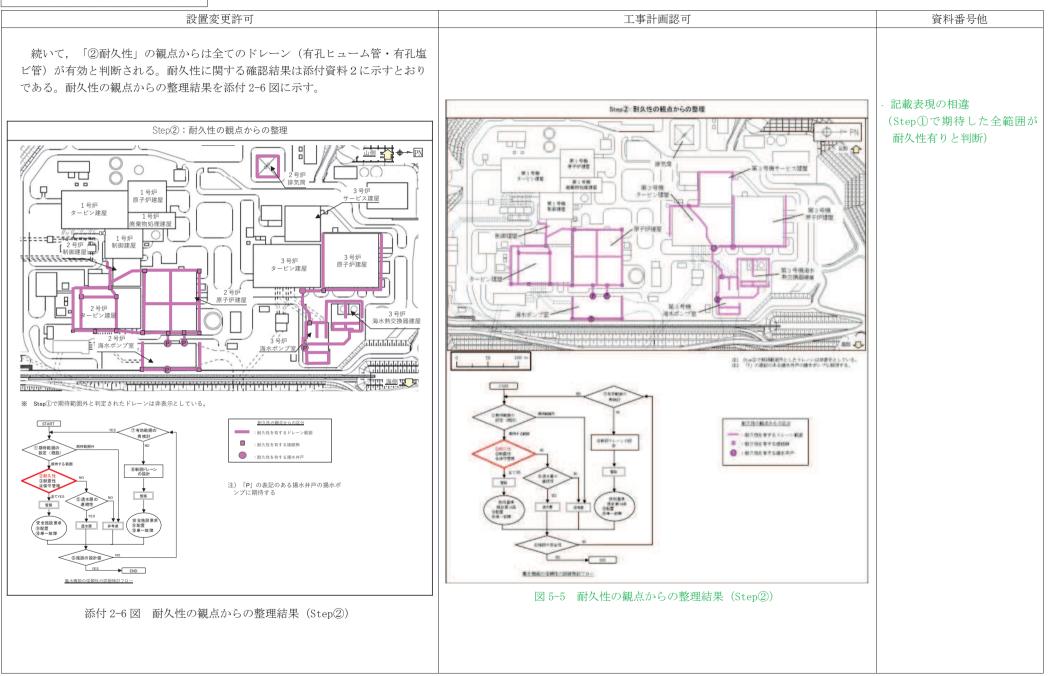
# 赤字:詳細設計を踏まえ具体化した事項

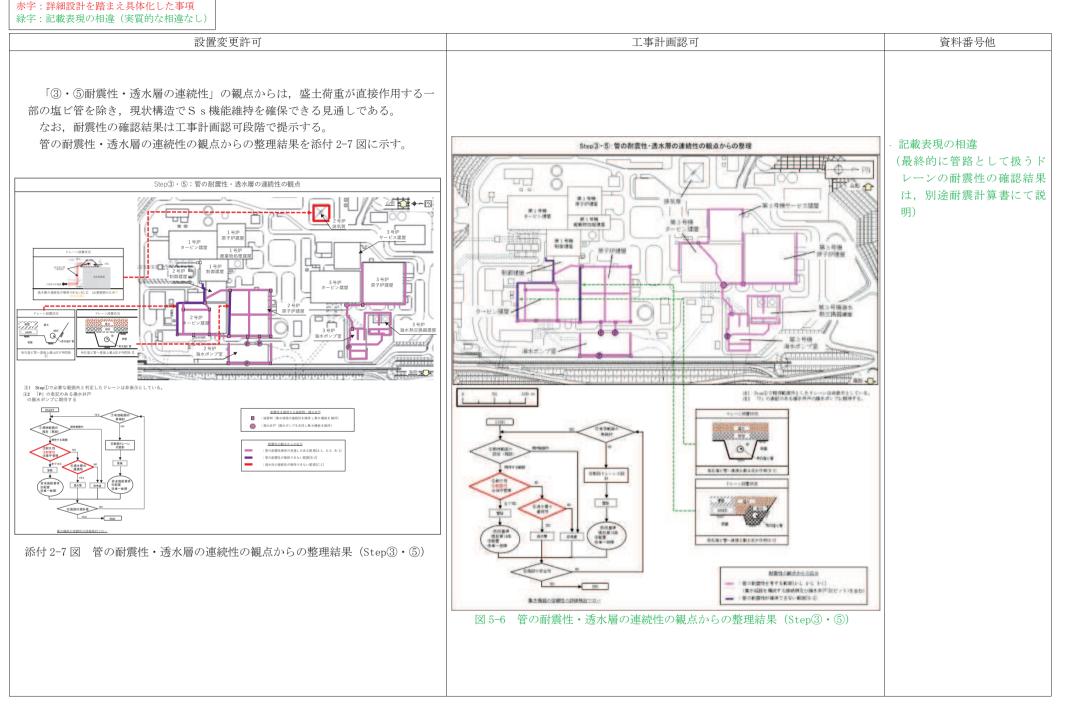
緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

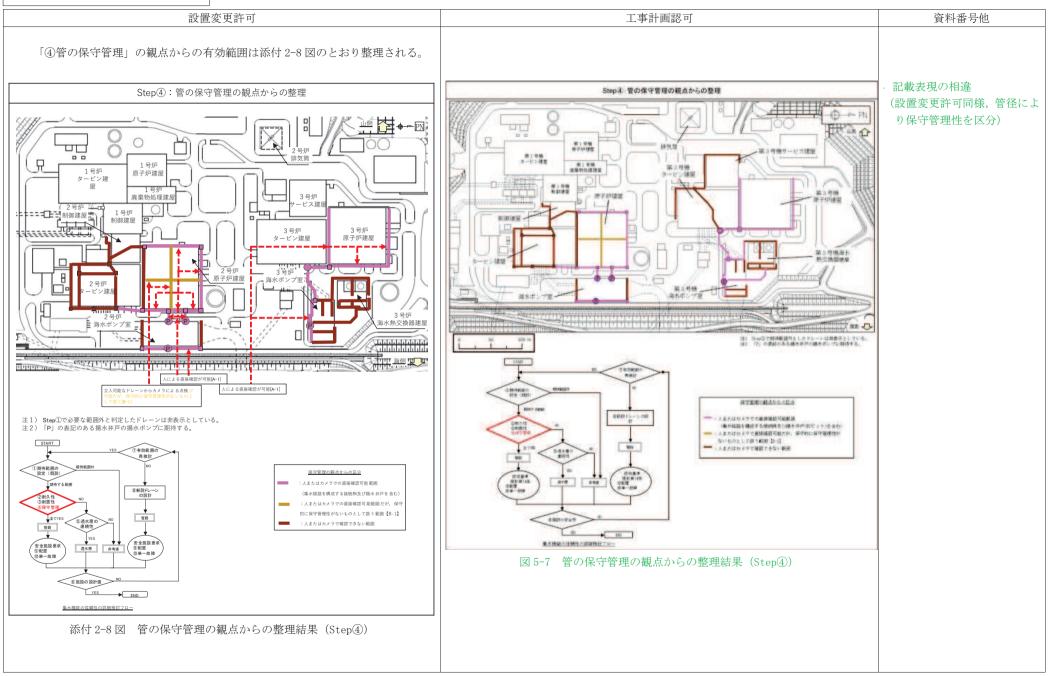


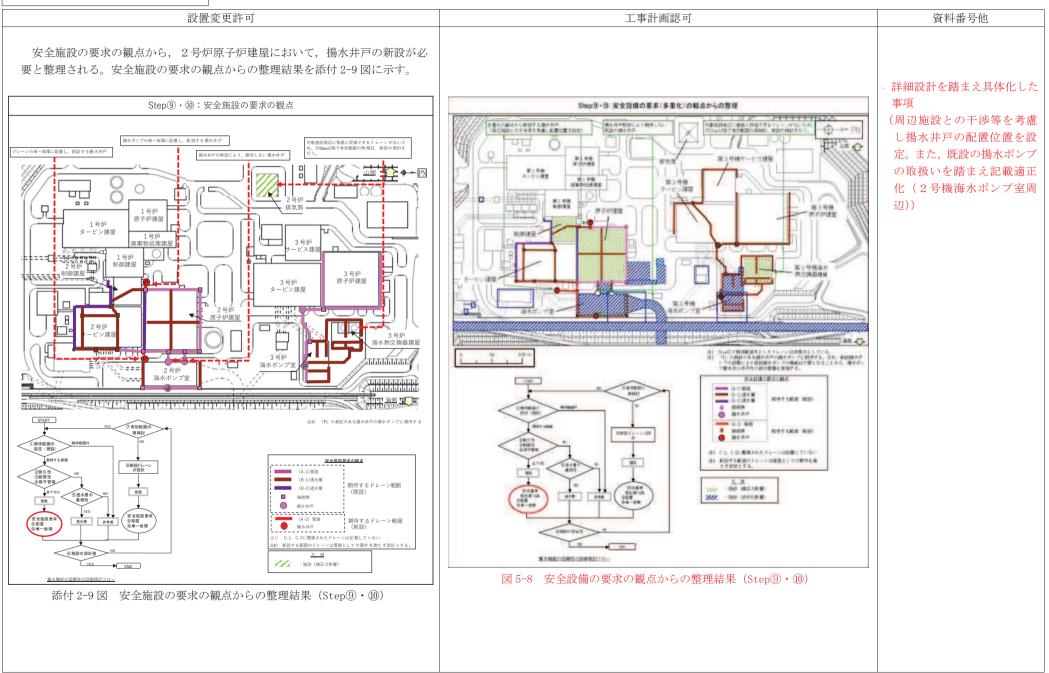


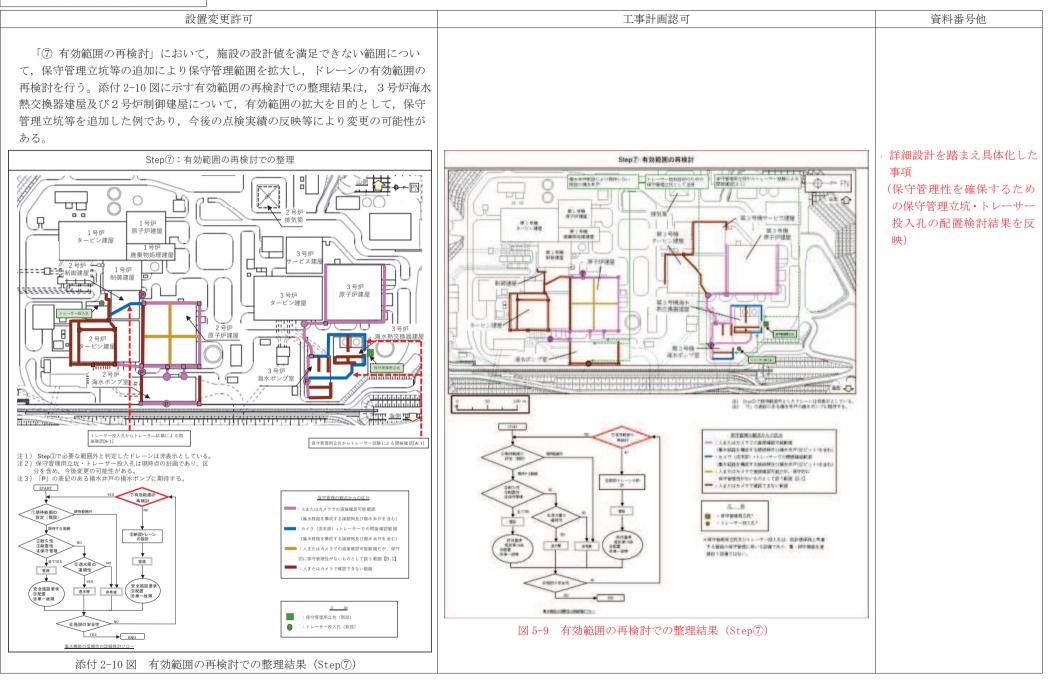


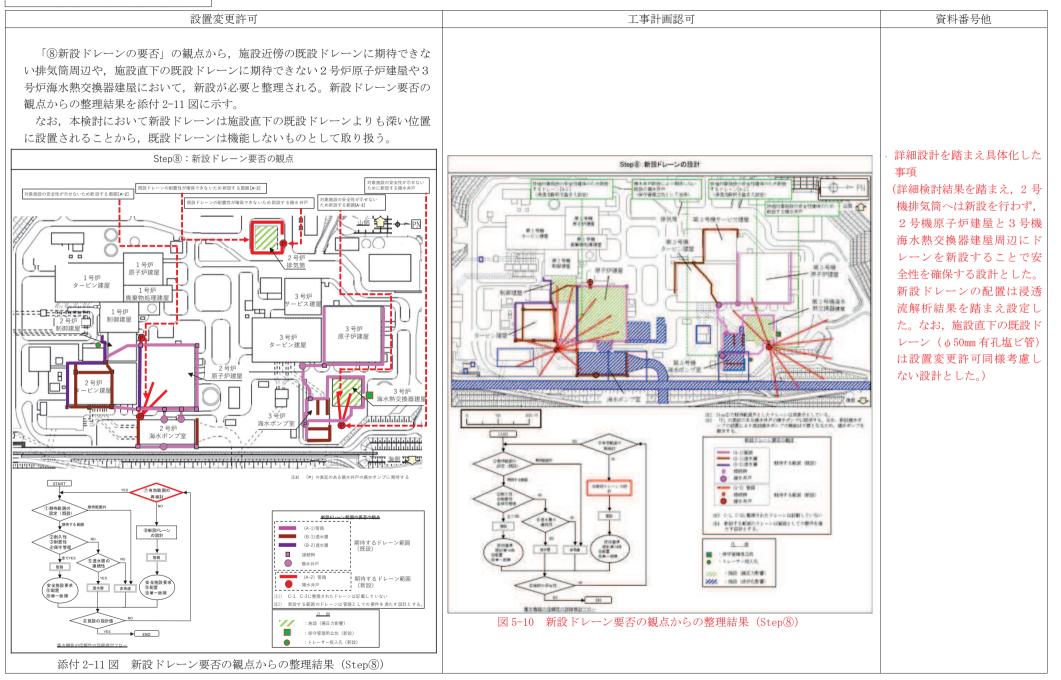






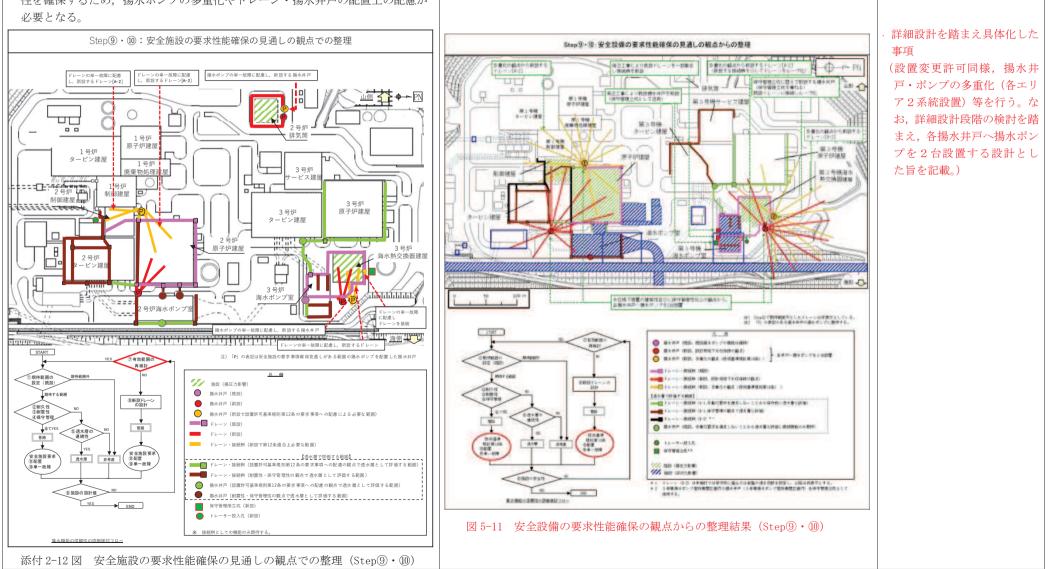






# 赤字:詳細設計を踏まえ具体化した事項 緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 設置変更許可 工事計画認可 添付 2-11 図までで整理したドレーン範囲のうち,安全施設の要求性能確保の見 通しの観点での整理結果を添付 2-12 図に示す。 安全施設の要求性能の確保に当たっては、「2.安全施設への要求事項を参照し

安全施設の要求性能の確保に当たっては、「2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」に示すとおり短期・長期の単一故障を想定し多重性及び独立性を確保するため、揚水ポンプの多重化やドレーン・揚水井戸の配置上の配慮が 必要となる。



資料番号他

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定例のまとめを添付 2-13 図に示す。本図はこれまでに整理したドレーンの有効範囲をまとめたもので あり,設置許可基準規則第3条第2項,同第4条及び同第12条の要求を考慮した 設備構成例である。 建物・構築物の揚圧力影響(設置許可基準規則第4条)の低減に着目した施設 (原子炉建屋,制御建屋,排気筒,3号炉海水熱交換器建屋)に対し,条文適合 上必要な集水及び排水機能の範囲は,設計値保持のため必要な範囲(■)と,設 置許可基準規則第12条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成される。 なお,ドレーンとしての集水機能が期待できるものの,設置許可基準規則第12 条適合の観点から管路より除外した範囲(■)については透水層として取扱う。	<ul> <li>参考資料5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果</li> <li>集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定結果を図 5-12 に示す。本図は、「集水機能の信頼性に係る詳細検討フロー」(図 5-3)に基づく整理であり、技術基準規則第 5 条・同第 14 条並びに設置許可基準規則第 3 条第 2 項の要求に対応した設備構成である。</li> <li>こに示すとおり、建物・構築物(原子炉建屋、制御建屋、3 号機海水熱交換器 建屋)の揚圧力影響(技術基準規則第 5 条)を考慮し、先に挙げた各条文へ適合 させるため、地下水位低下設備を設計値保持のため必要な範囲(■)と、技術基準規則第 14 条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成するものとした。なお、ドレーンのうち、耐久性・耐震性を有するが保守管理性を満たせない範囲、耐久性・耐震性及び保守管理性を満たすものの、技術基準規則第 14 条の要求事項への配慮の観点から管路より除外した範囲(■)については透水層として取扱う。連続した透水層としての機能に期待できない場合は、周辺の地盤相当として取扱う。</li> </ul>	補足-600-1 地盤の支持性能 について ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)
<complex-block><complex-block></complex-block></complex-block>	<complex-block><complex-block></complex-block></complex-block>	<ul> <li>詳細設計を踏まえ具体化した 事項</li> <li>(設置変更許可と同様のフローに基づき工事計画認可に おける詳細設計(工事計画認 可で実施した浸透流解析を 含む)も踏まえ検討した結果,設置変更許可よりドレーン 心配置・構成が変更となって いる。)</li> </ul>

	<mark>細設計を踏まえ</mark> 載表現の相違(新					
			設置変更許可			
設置	許可基準規則は 添付 3-1 表	こおける対応 設置許可碁	び工事計画認可以降 条文への適合の考 基準規則に対する基 示内容 第3条(記	え方 基準適合の	考え方と	1)
R	<b>1</b> 許可基準規則	設置許可基準規則 の <b>解釈</b>	基準道合の考えて	ち 必要な設備等	設置変更許可申請書 への反映箇所	詳細設計段階 における提示 内容
基準対象 地盤)	22計差準対象施設は、 次金第二項の規定によ り重定する地震力(第 計基準対象施設のう ち、地震の発生によっ て生ずるおそれがある その安全機能の喪失に という う。)及び東川キャスの にあっては、同条第三 環に規定する基準準続 物に大きい等の(以下 術慣重要施設)という う。)及び東川キャスの にあっては、同条第三 環に規定する基準準続 物に大きい等の(以下 術員重要施設)という う。)及び東川キャスの にあっては、同条第三 対象施設な地震力を含 も。) が作用した場合に おいても当該設計ま 者象施設を十分に支持 するためできる地震 対象施設をするに支持 するためでするが確定 により十分に支持され なくてもその安全機能 が構ななれない方法に より引いた場合において もその安全機能が用 なたれるとができ るときは、この限りで ない。 2 断層重要施設及び 差 用キャスクによ。 著 用キャスクにより でない。	(信付3-8 表、主要商 所放种) 第3条第1項に規定 する「 <u>設計基準対象</u> <u>なことなてを3)と</u> <u>は、設計基準対象</u> <u>返こついて、1</u> <u>の</u> <u>の</u> <u>の</u> <u>の</u> <u>市</u> <u>の</u> <u>の</u> <u>た</u> <u>市</u> <u>の</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>	新興重要施設の基礎地盤 ・基礎地態の安定性評価の条件とし て地下水化の設定方体を2個 になり、 生地ド系化の設定方体を2個 とした時により、 構築重要施設の周辺地盤 ・耐震重要施設の周辺地盤 ・耐震重要施設の周辺地盤 の変化を考慮した場合において れ、当該など下等の周辺地盤 の変化を考慮した場合において れ、当該など下等の周辺地盤 の変化を考慮した場合において た、当時本の安全地能が増なか れるおそれかないように設計す る。 ・耐震重要施設の安全地能が増なか れるおそれかでいまうに設計す る。	・常設の地面 位低下表 位低下表への方 広として可能 型設備及び予備 違を確保	総付書類六 -地盤 -地盤 -地盤 に対する 基礎地盤の支北性 評価(地下水位)	(設置許可路路 で説明) 地下水危低下設 備の前気において絶望の支持 読みを記載 結束を記載 結束を記載 (第四条の審 素において確 認)
	耐機重要施設及び	<u>195</u>				
	兼用キャスクは、変位 が生するおそれがない 地盤に設けなければな らない。ただし、兼用 キャスクにあっては、 地盤に変位が生じても その安全機能が損なわ れない方法により取け ることができるとき は、この限りでない。	(記載を省略)	(地下水位設定とは開進しない)	_	_	_

			 設置変更許可				工事計画認可	資料番号他
							<ul> <li>変更なし</li> </ul>	・可搬型設備及び予備品につい
	添付 3-2 表	長 設置許可	基準規則に対する	基準適合の	の考え方と		(本整理を踏まえ,設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお,工事計画認可	ては「VI-2-1-1-別添1 地下
工事	計画認可段階に	おける提示	内容 第 38 条(重	大事故等	対処施設の地	盤)	で示す耐震計算書は,設置許可基準規則第38条第1項に対応する支持性能に	水位低下設備の設計方針」に
		設置許可基準規則	基準適合の考え方			詳細設計段階	係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第 38 条第2項に対する適合性	て説明。
	設置許可基準規則	設置計可基準規則 の <b>解釈</b>	考え方	必要な設備等	設置変更許可申請書 への反映箇所	における <b>提</b> 示 内容	は、耐震計算書にて説明。)	
第三十八 条 (金大孝 施設の地 盤	<ul> <li>主大事政等労労施設は、次に</li> <li>型打ち施設の区分になし、ぞ</li> <li>れぞれ次に従める建築に設計</li> <li>ブければたらな地震に設計</li> <li>ブければたらない。</li> <li>一直大事政防止設備のうち</li> <li>常設のもの(以下「常設書</li> <li>素設のもの(以下「常設書</li> <li>重大事政防止設備)という。)</li> <li>であって、新業業業業数は</li> <li>電力学社会は大事政</li> <li>学対処施定後やによう</li> <li>生産業業業数</li> <li>生産業業業数</li> <li>大事政策がないできる地震が代用</li> <li>上を描合えた学社会が完整され</li> <li>支払行業な等対処施定</li> <li>(特定拡大事故等対処施定</li> <li>学数時進業業業大事故</li> <li>防止設備(以内の常定素大事故</li> <li>学数時進業業業大事故</li> <li>防止設備(以内の常定素大事故等対処施定を中公に支持することができる地震</li> <li>二</li> <li>工業設計事業上支援支援のの常数</li> <li>工業設計事業工業数</li> <li>大事政策構築の時間(以下「非該重大事故等対処施定</li> <li>大事政策和設備のうち</li> <li>常設のもの「以下「容認書</li> <li>工事業実験報知設備のうち</li> <li>常設のもの(以下「常認書</li> <li>工事業実験報知設備のうち</li> <li>常設のもの(以下「常認書</li> <li>工事業業務和設備のうち</li> <li>常設のもの(以下「客認書</li> <li>工事業実験報知設備のうち</li> <li>常設のもの(以下「客認書</li> <li>二、事業実験報知設備のうち</li> <li>常設のもの二字事実業業務</li> <li>加速度される正大事政等対処施定</li> <li>三 広大事政等対応施定</li> <li>二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、</li></ul>	1         第38 条の適用に           当たっては、本型         程短記1に書する           ちのとすます。         ※図記1:第3条           第20日:13:34         第20日:13:35           第20日:13:35         第20日:13:35           20月21:33:35         第250           (設計基準な施施         第2項の規定により           第21:35:35         第2項の規定により           第二日:第32         第2項の規定により           第二日:第32         第二日:第32           第二日:第二日:第二日:第二日:第二日:第二日:第二日:第二日:第二日:第二日:	名法定大学校等け処置の 基礎地種 ・基礎地種の安定性評価の条件とし て地下水位の設定方法を記載 (基準書信に 20条件を引いた安 定性評価により確認)		節付書類六 -地盤 -地盤見つい対する基 環境型の次定性評 価(地下水位)	(設置許可段構 で第三条と併せ て第9)		
	2 重大事業等対処施設(前 項第二等の支援事業等対処 施設を除く、次項及び次条 第二項において同こ) 上、 生産が正した場合においても重 大事業等に対象するために 必要な機能が損なたれるお それがない場盤に設けなけ ればならない。		常定式大事故等対地施設への見辺絶していて 常設置大事故等対地施設について は、 <u>就</u> 北伏、 <u>福中10,54,75</u> %の <u>国辺進変の変況を本慮した場合に</u> <u>当いてに、当該施設の機能が組み</u> われるまそれがないように設計す る。 - 常設置大事故等対地施設の設計に れいで説、防縄保へ万力を燃設の設計に れいご能、防縄将への地下水の流 現金で方を必に溶倒、つ地下水の流 地下水位を加速の構築にて設計 力ないきたがした水位を発達し た水位、16番々の次後を踏ま、 <u>地下水位を加速の</u> 一環境中的に設 度したな位又は地表面にて設計 地下水位を加速の一環境中におけ る地にと知いて、地環時におけ る地を次の、地界や行い、 地帯水位を見たした知らの影響を考 置くる。 - 朝露設計において、地環時におけ る地を次の、地界からたい 第年考慮する。 - 朝露設計において、地環時におけ る地を次加したいた別を特定した、 東の影響を考慮する。 - 新設において、地環時におけ る地を次加した知らた。 北にないた現時特には、 素地 のに物志においてた状況を発情した。 素物に方法では、 素地 のにかったからたい などに作う影	・希蔵の地下水 位低下設備 (機能喪失への対応として、可焼 型設備及び予備 品を確保	<ul> <li>部庁書類へ</li> <li>一地盤</li> <li>一地盤</li> <li>一地盤</li> <li>一場辺地盤の変状に よる施設への影響</li> <li>評価</li> <li>部庁書類人</li> <li>-設置許可基準規則への適害</li> <li>-第三十九条</li> </ul>	<ul> <li>・ 耐震性に関す る説明書 (第三十九条の) 審査において確 認)</li> </ul>		
	地盤に設けなければならな い。 れない方法により設けること ができるときは、この限りで		(地下水位設定とは関連しない)					

			設置変更許可				工事計画認可	資料番号他
ない	N <sub>0</sub>						・変更なし	・可搬型設備及び予備品につ
	沃什 2_2 ま	≤ 扔墨沈司	「基準規則に対する	<b>甘淮</b> 海△σ	まっちし		(本整理を踏まえ,設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐	いては「VI-2-1-1-別添1 地
一重							震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せ	下水位低下設備の設計方針」
	FDT   四 和2 73 72 76 許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	基準適合の考えた	5	1日(初ックウ)ユニ) 設置変更許可申請書への 反映箇所	詳細設計 段階にお ける提示	耐震計算書にて説明。)	にて説明。
第四条 (地策による損 傷の防止	生するおそれがある 設計基準約金額20 設計基準約金額20 成大にの優失に起 広応じて第単しなけ れば 3 配償重要施設は、 本の使用中には該配 増重要施設にとなか 影響意要施設にとなか 影響意要施設にとなか 建度によって作用十 な地線が加たた れる地線が加たか れる地線が加たか れる地線が加たか れる地線が加たか たる地線が加たか れたる地線 かしていたいで 第二のでおければならな い、	<ul> <li>(添付3-9表, 添付 3-10表,以下主要答 所抜粋)</li> <li>第4条衛1項に 規定する「地震力にと 北方に設える」と は、ある短度力に対 して施設さ体として 力力に対わ効性範囲の 設計がたされること という。</li> <li>設計基準対象施設 は、調算重要度に定 じて、以下のクラス (以下「容積重要度 して、」のクラス (以下「容積重要度 して、」のクラス (以下「容積重要度 う気」この外のもの も、こ以外のもの も、こ以外のもの も果準地震動による地 変力に対して、それ でれつ施設及び深 酸素がたまれを聴わく、それ でれつ施設及び深 酸素のになりに、それ であび薄地強、長</li> <li>半次防汚施強、長</li> <li>半次防汚施扱、長</li> <li>半次防汚施扱、長</li> <li>半次防汚施扱、長</li> <li>半次防汚施扱、長</li> <li>半次防汚施扱、長</li> <li>本防止設備及び洋 改変に成功で、それ でれつ施設及び深 酸素かた対して、それ でれつ施設及び深 酸素かたがして、それ でれつ施設及び深 酸素かためで、それ でれつ施設及び深 酸素から、</li> </ul>	PRAPH         PRIME         PRIME	位低下設備 機能喪失への対 応として,可搬 型設備及び予備	<ul> <li>木文本</li> <li>約付書頂八</li> <li>-安会設計</li> <li>-新撰重要成分類</li> <li>-新撰重要成分類</li> <li>-御田美元な低下設備</li> <li>一地下水位低下設備</li> <li>-地理</li> <li>-地理</li> <li>-周辺地鑑の変状による 施設への影響評価</li> <li>** 新興課準価において地下水 位低下設備の機能に到除す ることはだいサイト圏有の 事項であることから、設置 目的や役割を本文に記載。</li> </ul>	内容 - 耐労する逆 明者 (設計用 地下水位 の設定を 含む		
	4 耐薬重要施設は、 前項の地震の発生に よって生ずるおそれ がある斜面の崩壊に 対して安全機能が損 なわれるおそれがな いものでなければな らない。		 (対象約面なし)	-	_	_		
(往1) 「設置評	「可基準規則」及び「設置許	「可基準規則の解釈」欄	は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キー	ヤスクに係る条項の計	「藏を省略している。			

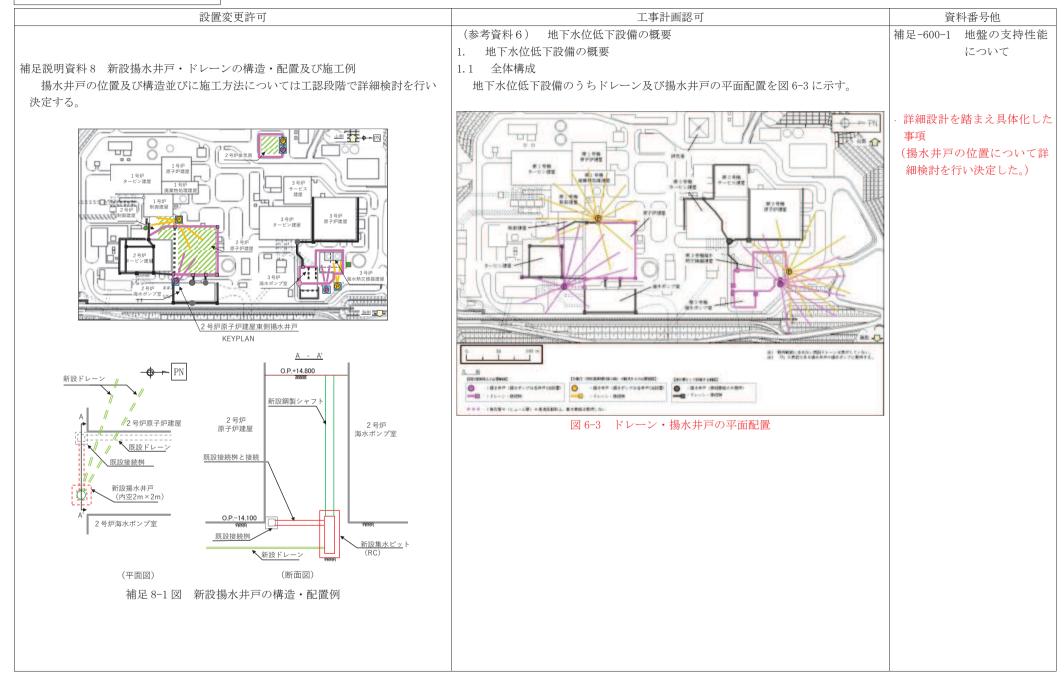
		設置変更許可				工事計画認可	資料番号他
						・変更なし	・可搬型設備及び予備品につ
添付 3-4 表	設置許可基	基準規則に対する	基準適合の	り考え方と		(本整理を踏まえ,設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐	ては「VI-2-1-1-別添1 地
Т	L事計画認可	可段階における提	示内容			震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せ	水位低下設備の設計方針」
第 39 条(重	重大事故等家	対処施設/地震に	よる損傷の	の防止)		耐震計算書にて説明。)	て説明。
	設置許可基準規則	基準道合の考え大	r	設置変更許可申請書への	詳細設計 泉階にお ける提示		
設置許可基準規則	の解釈	考え方	必要な設備等	設置変更許可申請書への 反映箇所	ける提示 内容		
は、次に掲げる施設の 当 広分に応じ、それぞれ 次に定める業件を満た 上 すものでなければなら 一 完設前量重要重大 生 ない。 一 完設前量重要重大 生 なたる正文率放空対 定 支れる五文率放空対 地路型、修定重大事 成等対地施設を除 中 く) 基大事放正型に至 る法を重加に対して 第 直大事放正型に至る起そ で れがある単単位に対して 第 まが現在なれるたと要な機 単 れがある単単位のに対して 第 こと。 二 二 常設前量重要重大 も 生 ないに表して 地路型、修定大事 工 る法学数に至る起そ こと。 二 二 生 ないに取る 二 た 等 た の に 数 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 た 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	ゴムっては、本規程 町記とに集ずるもの ビオン ビネッ ビネン ビ ビネン	常設重大事故学対地施設、 <u>建築力</u> 「二分面えられる設計とする。 常選車大事故対地施設は、 <u>建築力</u> に二分面えられる設計とする。 に、訪潮地へ助して水の流れ が客勝され地下人位が地支部行だ まで上昇するおそれがあるという 方水位を一定が必確加に保持する地 下水位を一定が必確加に保持する地 下水位を一定が必確加に保持する地 下水位を「設備の地況を描えよ型 した水位な」は表示して設計用 水位、自然学行い認定 した水位な」は表示して設計用 ないては、読祉化、協力の次乃が 下等の面辺地線の変状を考慮した ないては、「当該施設の設計に おいては、「当該施設の変計に おいては、「当該施設の変合 により低学行い。」当該施設の変合 構築の計れたで、地震時におけ る地盤の有効応力の変化に作う影 新行等を実施する。(第二十八条第二項 をあわせて確認) ・ 構築割計において、地震時におけ る地盤の有効応力の変化に作う影 新行等を実施する。(第二十八条第二項 をあわせて確認) ・ 構築部にはする法をれがないよ 新行等を実施する。 の方地盤における代表性及び期緒 能を踏まえたて保守性を考慮し て変定する。 地下水位低下設備等 ・ 生産地線に対する第4条へ の適合性を示すことにより確認す る、	<ul> <li>・常蔵の地下水 位低下設備</li> <li>(類能長への可熱型設備及び予備 基と確保</li> <li>(基を確保</li> </ul>	本文** 語付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第二十九条 「「「「「「「「「」」」」、 -安全設計 -都震波形/「「」」、 -安全設計 -都震波形/「「」」、 -教展の -教授の変換による 通知・一般の影響評価 *」 部評書類へ -現辺地盤の変換による 進入への影響評価 *」 新聞書類へ -現辺地盤の変換による 進入の影響評価 *」 新聞書類へ -現辺地盤の変換による 進入の影響評価 *」 新聞書類へ -現辺地盤の変換による 進入の影響評価 *」 新聞書類へ -現し地盤の変換による 進入の影響評価 *」 の事項であるコンイル世 本の知識であることから、 設置目的や役割を本文に記載 載、	<ul> <li>         ・耐栗性に ・耐栗性に 、酸す ・可栗 ・町 ・し ・ ・ ・</li></ul>		
2 重大事政等対処範 設は、第18条第三項 の地震の発生によっ て生ずるおそれがあ る利面の制備に対し て重大事故等に対処 するために必要な機 能が損化なれるおそ			_	-	_		

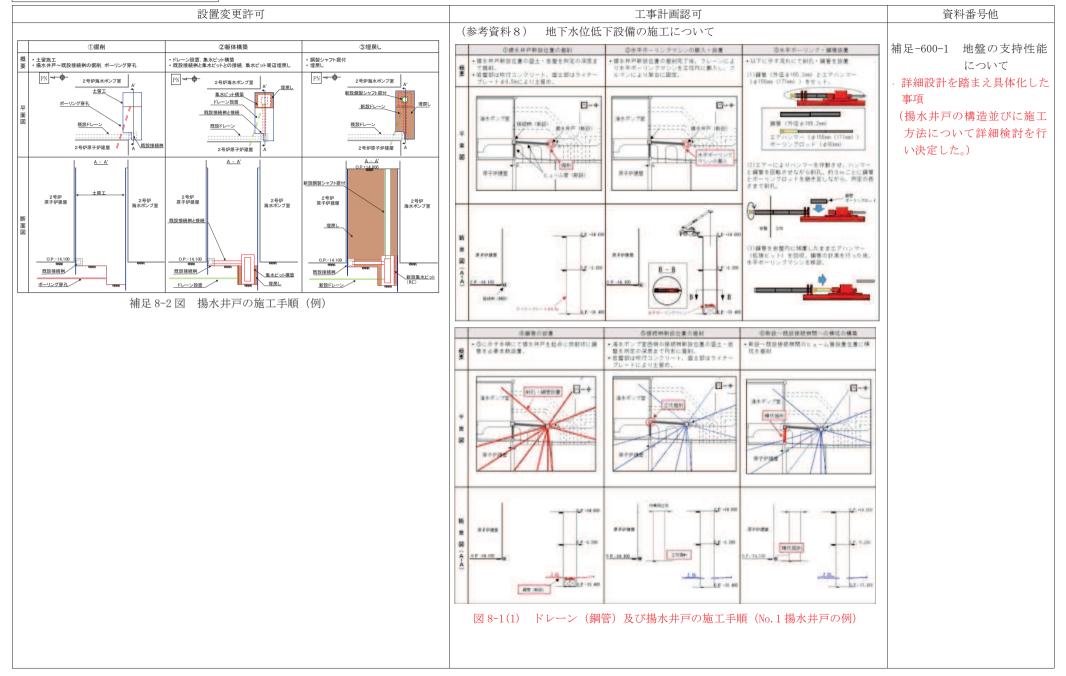
	彰	设置変更許可				工事計画認可	資料番号他
						・変更なし	
		準規則に対する基準		え方と		(地下水位設定とは関連しない)	
		段階における提示内					
第4	13 条(重大事)	故等対処施設)(1	/2)				
設置許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申 <b>前書</b> への 反映箇所	詳細設計 泉階にお ける提示		
重大事故等対処設備は、次に掲	1 重大事故防止設	考え方	必要な設備等	反映圖所	内容		
げるものでなければならない。 - お売される意本事故等が会 生た場合における温度、書 料蔵、荷重その他の使用条件 において、重文事故等に対象 とない、重文事故等に対象 - た場合において職実に性 作できるのであること。 - 想定される重大事故等の - とした場合において職実に性 作できるのであること。 - 健全性及防力を確認す - ためのであること。 - 健全性及防力を確認す - ためらのであること。 - 国本家の用意見似の用途とし に使用する発統いらなってれ、 - 通常時に使用する系統のらな - に関等内の他の設備に対して - 認思事を及ぼさないもので あること。 第四十三条 (電大事故	<ul> <li>のは、共通要因によな</li> <li>のは、共通要因によな</li> <li>な計畫準本統</li> <li>な計畫準本統</li> <li>な計畫準本統</li> <li>な計畫準本統</li> <li>な計畫準本統</li> <li>な計畫準本統</li> <li>な計畫準本統</li> <li>な対象に定義</li> <li>本大事体に至られた</li> <li>なたないた必要く換</li> <li>本大事体に至られた</li> <li>なないため、</li> <li>するためになめ、</li> <li>するためになめ、</li> <li>するためになめ、</li> <li>するのとして、</li> <li>するのとして、</li> <li>するのとする</li> <li>本</li> <li>事工業事業のであるの</li> <li>第12条本(元の発電)</li> <li>第12条本(元の表</li> <li>第12条本(元の表</li> <li>第12条本(元の表)</li> <li>第12条本(元の表)</li> <li>第12条本(元の表)</li> <li>本</li> <li>本</li> <li>第12条本(元の表)</li> <li>本</li> <li>本</li></ul>	(地下水位設定とは関連しない)	_		_		
<ul> <li>国大事故等対処設備のうく</li> <li>電大事故等対処設備のうく</li> <li>常意のもの(国大事故等対処設備のうく</li> <li>常意のもの(国大事故等対処設備のうく</li> <li>常意のもの(国大事故等対処設備のうく</li> <li>市(可規型重大事故等対処認備とない)と接続するも</li> <li>にあっては、当該可機型電力</li> <li>事等等対処設備とされらし、</li> <li>たるのにの機器と含れ、以いい、</li> <li>たること、</li> <li>たいう」は、市項に定めるののはか、次に漏げるもので、</li> <li>たいう」は、市項に定めるののはか、次に漏げるもので、</li> <li>たいたくない、</li> <li>歴定される重大事故等対処設備</li> <li>という」は、市項に定めるののはか、次に漏げるもので、</li> <li>たいたくして、</li> <li>たいたくして、</li> <li>歴定される重大事故等の理解ときれい、</li> <li>によって当該に以上の発電用原子が施設した用すること。</li> <li>によって当該に以上の発電用原子が施設したの発電</li> <li>原子が施設の交合せがの山上しる場合であって、</li> <li>の用の工場等内の他の発電用原子が施設</li> <li>たまれて、この限りでない、</li> <li>常設直大事故的正設備に大き、</li> <li>第二次の機能が損なれれるおおれたおおお</li> <li>れずのによう、通知な構築</li> <li>講じたものであること。</li> </ul>	<ul> <li>び第3項第一やに親 定す5項回びは置</li> <li>を講じたもの」と</li> <li>によう項のは構築</li> <li>を講じたもの」と</li> <li>に、 地震現の特性</li> <li>を構えた。</li> <li>の多味を考慮した。</li> <li>ものをいう。</li> <li>・</li> <li>・&lt;</li></ul>	(地下木位設定とは間違しない)	-	_	-		

設置変更許可							
添付 3-6 表 設置	- 立 可 其 潍 坦 回 い	・対すて甘	能商への考え	<u>-</u> - ト			
	。計り基準規則に 画認可段階にお			カと			
	重大事故等対处						
設置許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	1	<b>i合の考え方</b> 必要な設備等	設置変更許可 申請書への 反映箇所	詳細設計 段階にお ける提示		
<ul> <li>3 可機型重大事故等対処設備に関しては、第一</li></ul>	5可機型のものは、共通要因によって、設計医準準数 対応設備の全分機能、使用 済燃料消蔵槽の売却機能差進 しくは注伏機能気以常常定準 く、は注伏機能気以常常と とくは注伏機能気以常常と と同時にそへがある事実に 対応者であるでは、第12条第4 項の解訳に準7るものとす る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す る。第1項第5号に規定す 者、第7項第2項第3号及び第3 項第7号に規定す「適切 な措置を導進したもの」と	(地下木位設定と は関連しない)	_	-	<b>内容</b> アクセス ルート機		
重大事故防止設備のうち可療型のものは、共通 要因によって、設計基準事故対設備の交全機 能、使用液体料容備の冷却線電力 (とは注水機 能) 北京波客料容価の冷却線電力 それがある事故に対処するために必要な機能と同 時にその機能が損なわれるおそれがないよう、通		<u>がりの影響を受けることなくア</u> <u>けることなくア</u> <u>クセスルートの</u> <u>通行性を確保十</u> <u>る設計<sup>81</sup>とす</u> る。 (地下水位設定と は関連しない)	-	_	-		
<ul> <li>切な措置を課じたものであること。</li> <li>第1 設置変更許可段階においては、設計用地下水位を地下 施する。</li> <li>※2 工程段階において設計用地下水位を改めて設定した上 設備の機能使失る起定して、機能使実に伴う地下水位 1) 重大率数かの発生と同時に地下水位を冗認値が確認表 設備は、共用期間中において常時必要な設備と位断付 況を踏まえ、ここでは基準適合の観点から、必要な認</li> </ul>	とで,地震時の液状化による地 2の上昇程度を考慮する。 8失した場合においても,可搬 けけていることから,高い信頼	下構造物の浮き上が   型重大事故等対処設(	)を再評価する。なお, 評 前のアクセスルートに対す	価に当たっては、地 る影響はないが、地	也下水位低下 也下水位低下		

		記	设置変更許可			
	710			**** ^ _ ** `		
			脊査基準に対する基準		方と	
			段階における提示内		設置変更許可	詳細設計
技	術的能力春查基準	技術的能力春査 基準の <b>解釈</b>	参与) (目の) 与え。 考え方	必要な設備等	<ul> <li>設置変更許可</li> <li>申請書への</li> <li>反映箇所</li> </ul>	詳細設計 泉階にお ける提示 内容
	(2)復田作業に係る要求事項 ①予備品等の確保 発電順局子物理器では334 で、豊安な全部26歳9年に規定 する重要な全部26歳9年に規定 する重要な全部26歳95人が品参 にかいて、適切な子種品及び 子種品への危険のために必要 之機対等を確応する方針であ ること。	キ撤去等のための重 機及び夜間対応を想 定した照明機器等を	<ul> <li>・地下水位低下設備が機能喪失した場合に復田作業等を行うため、必要な 宮機材として、可燃型設備及び予備 <u>品を確保</u>する。</li> </ul>	<ul> <li>・協木ボンブ等の可能型設備及び千備品</li> <li>型設備及び千備品</li> <li>(<u>発電所で未通で配備</u>)</li> <li>(<u>大乙原明等の資機</u>)</li> </ul>	添付書類十 -技術的能力 -復旧作業 に係る事項	
<ol> <li>重大事故等 対策における要 求事項</li> <li>1.0 共通事項</li> </ol>	②保管場所 発電用原子が設置者におい て、上記子備品等を、 <u>外部事 集の影響を受けてくい場所</u> に、位置的今散などを考慮し て保管する方針であること。	-	・地下水位低下設備の可搬型設備及び 子備品は <u>外部事象</u> の影響を受けない 場所に保管する。	<ul> <li>外部事象の影響を受けない保管場所</li> </ul>		-
	③アクセスルートの確保 発電局限子PP設置者におい て、想定さん立大事体勢効 発生した場合において、設備 の復旧作業のため、工場等内 の復居を次のため、工場等内 の復居をが確保できる よう、実効性である運用管理 を行う方針であること。	_	・地下水位低下設備の重要安全施設への影響に離ぶ、安全機能の重要安分開を踏まえて調する設計と返び機能 度失時の起催により、地下水位は一 定の範囲に依保される、このことか ら、地下水位低下設備の機能を考慮 した設計用地下水位を設計がが発生せ す、アクセンスルートの適子但は確保 される。 ・地下水位低下設備の機能要失を想定 しても、地環時の液状化に伴う地下 構造物の浮き上がりに対してアクセ スルートの適子性を外部からの支援 が可能となるまでの一定期関確保す る設計とする。	_		_
			・地下水位低下設備の復旧作業に的確 かっ実軟に対処できるように、手順 重友など要な転向を整備するととも に、数官及び副体を実施する、 さらに、断下れ位低下定備の機能喪失 が外部からの支援が可能となるまで の一定期間を超え長期に及ぶ場合を 処定し、外部支援場にと見つクセスル 一下の通行性の確保を図る手順上体 動の整備を行う。			-

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<ul> <li>補足説明資料4 三次元浸透流解析による防潮堤沈下対策の影響確認結果</li> <li>2. 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布</li> <li>地下水位低下設備の機能喪失後,地下水位が上昇し施設等の安全性に影響を与えるレベルに達するまでの期間を「時間余裕」として定義する。この時間余裕</li> <li>は、地下水位に係る対策の妥当性を検証する場合等、必要に応じて参照する。</li> </ul>	6.3 復旧措置に係る可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性として、各エリアの全ての地下水位低 下設備が同時に機能喪失した場合においても、各建屋に作用する平均揚圧力が 設計揚圧力に到達するまでの時間(以下「 <mark>到達時間</mark> 」という。)内に、計画して いる可搬ポンプユニットの配備数(2個)により各エリアの水位低下措置を完 了できることを確認する。	<ul> <li>VI-2-1-1-別添 1 地下水位也 下設備の設 計方針</li> <li>・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> </ul>
<ul> <li>3. 地下水位低下設備が機能しない場合の影響 地下水位低下設備の機能停止後の水位上昇範囲は、初期段階では建屋近傍に限 定されることから(補足説明資料6参照)、揚圧力影響と液状化影響は段階的に生 じるものと想定される。 アクセスルート(0.P.+14.8m盤)については地下水位が上昇した場合に、地震 時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受ける可能性がある。これに 対して、「第I編 2.4(3) c. アクセスルート機能維持の方針」に示す配慮事項 により、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受けることなく 通行性を確保する設計とする方針としている。</li> </ul>	<ul> <li>・変更なし         <ul> <li>(設置変更許可の整理を踏まえ、工事計画認可では影響が早期に生じる揚圧力 影響に着目し<mark>到達時間</mark>を評価。また、設置変更許可の整理を踏まえたアクセ スルートの評価を実施。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>VI-2-1-1-別添1 地下水位低 下設備の割 計方針</li> <li>各影響が生じるまでの時 間軸は「補足 600-25-1 地 下水位低下設備の設計方 針に係る補足説明資料」</li> </ul>
<ul> <li>液状化影響の評価については、「別紙 17 液状化影響の検討方針」に基づき評価 を行う方針とし、その概要は以下のとおりである。</li> <li>液状化等の周辺地盤の変状による施設への影響評価においては、 施設周辺 の地下水位や地盤等の状況を踏まえて、液状化検討対象施設を抽出する。</li> <li>抽出した液状化検討対象施設に対し、液状化等による影響が及ぶおそれがあ る場合は、有効応力解析または全応力解析を行い、保守的な解析手法を選定 する。</li> </ul>	<ul> <li>・変更なし (工事計画認可では,液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から設計用地 下水位を高めに設定。)</li> <li>・変更なし (保守的な解析手法を選定する方針に変更なし。工事計画認可では,「有効応力 解析または全応力解析」の判断がしがたい場合は,双方を実施し耐震評価を 行うこととした。)</li> <li>・変更なし ([2 耐震設計の基本方針] 2.1基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載)</li> </ul>	
<ul> <li>液状化を考慮する場合の評価は、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮した評価(有効応力解析等)によるものとし、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</li> </ul>		





設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	②とょっ上等の録書(新設・概録連続構成)         ④とょっ上等の録書(新設・回転連続構成)         ④とょっ上等の録書(新設・回転通信)         ④金素ビットの構築           ・新設・読録意味構成をにもっった音を録書。         ・新設修構成を意味がに向けれてロッドボーリングを行った後、リーミング電制 をいからんでは、キレジルにと思っ」         ・新設修構成構成を描述った面を構築。           ・構成をとして上型開の空降にゆるを充填。         ・新設・売店を付けってし、上型         ・第合を行政について、日本	
	の接続枠の新設         ①請水シャフト構築,増買し           ・新設ヒューム智の会合部に接続件を新設 ・ビューム智(新設)を考考込みコンクリートを打 設し一体構造とする         ・集水ビット及び抹水シャフト構築しながら増 戻し(部盤上面以浮はセメント切皮土、以流は 盛主による)	
	If     ###221     %(#####       If     ###221     %(#####       If     ###221     ###221       If     ###221     ####221       If     ###221     ####221       If     ####221     ####221       If     ####221     ####221       If     ####221     ####221       If     ####221     #####221       If     #####221     ####################################	
	図 8-1(2) ドレーン(鋼管)及び揚水井戸の施工手順(No.1 揚水井戸の例)	

